

宜 議 第 6 6 号
令和3年4月23日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第425回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和2年 3月4日	令和2年 3月4日	議案第2号、議案第5号、議案第8号 議案第12号
令和2年 3月5日	令和2年 3月5日	議案第4号、議案第11号、請願第7号 議案第23号、議案第24号、議案第25号
令和2年 3月6日	令和2年 3月6日	陳情第32号、議案第30号、請願第8号、 議案第2号、議案第4号、議案第5号、 議案第8号、議案第11号、議案第12号、 議案第23号、議案第24号、議案第25号、 陳情第1号、陳情第6号、陳情第7号、 陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、 陳情第14号、陳情第16号、陳情第21号、 陳情第22号、陳情第27号、陳情第32号、 請願第7号
令和2年 3月18日	令和2年 3月18日	意見書第13号

会議日数 4日間		
-------------	--	--

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第2号	令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第4号	令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第4号)	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第5号	令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第8号	令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第11号	令和2年度宜野湾市介護保険特別会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第12号	令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第23号	宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第24号	宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第25号	宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
議案第30号	中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決 (全会一致)
請願第8号	本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	採択 (全会一致)
意見書第13号	本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書	—	令和2年 3月18日	可決 (全会一致)
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第6号	こども医療費助成制度の拡充を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第7号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年 6月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第22号	令和2年度福祉施策及び予算の充実について	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第32号	(仮称) 学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情	令和2年 3月3日	—	閉会中の 継続審査
請願 第7号	学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願	令和2年 3月3日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年3月4日（水）1日目

午前10時10分 開会

午後 4時30分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（9名）

健康推進部長	崎間 賢
健康増進課長	仲里 美智子
国民健康保険課 給付係長	比嘉 祐一
国民健康保険課 後期高齢者医療係長	伊禮 理子
健康増進課 健診指導係長	下地 こずえ

国民健康保険課 課長	伊佐 真
国民健康保険課 庶務係長	大道 優
国民健康保険課 保険税係長	富濱 祐敏
国民健康保険課 保険税担当主査	西浜 稔

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

議案第 2号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 5号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第 8号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

議案第12号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年3月4日（水）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時10分）

【議題】

議案第2号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 本委員会に付託されました議案第2号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、次長、当局のほうから御説明をお願いいたします。

（執行部説明省略）

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 おはようございます。ページ数の9ページなのですけれども、国庫補助金というのが111万4,000円入って、データ標準レイアウト改版関係補助金とあるのですけれども、これってシステム改良なのでしょうか。どういった改良をされたのか、御説明をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの玉城健一郎委員の御質疑の予算書9ページ、歳出、1款1項1目一般管理費のこちらは委託料になるのですが、現在市の国保のシステムを管理している業者への委託になります。国のほうで今回国保のマイナンバー関連に伴う改修がございまして、主に療養費制度等の情報連携の改正に伴って、各市町村のシステムの改修を行うという、それに伴う補助金になってございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今の説明の中で、この5ページの今玉城健一郎委員からの質疑の中でありましたけれども、社会保障・税番号制度システム整備費補助金事業、マイナンバー関連というお話でありますけれども、もう少し分かりやすく答弁もらえませんか。マイナンバーがどうするのか、マイナンバーが今後どうなっていくためのものなのか、それともこの膨らみぐあいから分かって、どのように審査していいかが分かりませんので、もう一度説明を求めたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊波一男委員の御質疑ですが、今回の改修の内容につきましては、医療費、療養費について、例えば年度の途中に社会保険から国保へ移動になった方々があつた場合に、外来年間合算の療養給付の制度とかもありますので、前の保険者でどういう状況だったのかというのを確認しないといけないのですが、これまではオンライン等になっていませんので、そういった情報

を収集する事務というのが現在あります。それがこういったシステムがオンライン化することによって、情報の連携がスムーズに行えることによって、事務の効率化等にもつながっていくと、そういった改修の内容になってございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今までは社保から国保に替わったときは、どのような手順で仕事をされていたのかをお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課給付係長。

○国民健康保険課給付係長 今の委員の質疑なのですが、この年間外来というものがあるのですが、例えば病院、医療機関を受診したというときに、社会保険で受診した分と国保に年度途中で切り替わった場合、この国保の場合と社会保険の場合を合算して療養給付するというのがあるのですが、この場合、先ほど言ったようにオンライン上マイナンバーを活用したものがなかったものから、国保に加入したときに、前の社会保険での外来の受診の情報というのは、被保険者自身に協会けんぽへ行って受診情報を取ってきて、私たち宜野湾市に提出してくださいということで外来の合算業務をやっていた。

それがマイナンバーを活用することで、被保険者に出向いて取ってきてくださいという案内ではなくて、こちらから被保険者の同意を得た上で、医療情報をマイナンバーカードのシステムに確認して、それで合算ということになるので、こちらとしても業務の効率化にもなりますし、被保険者の負担軽減にもなるということで、そういった改修ということになっております。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 マイナンバーの関連施設で、審査上はシステム整備費補助金の流れの内容審査をさせていただいていますけれども、今マイナンバーという話があるのですが、この国保、逆に市民課との連携というのが大変重要になってくるし、マイナンバーの普及というか、交付率というのがなかなか伸びていないということを知るので、こういうふうにはやっていない方々に関しては、今までどおりという形になるのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊波一男委員の御質疑ですが、マイナンバーカードを取得している方々とそうでない方々、やはりそれぞれいらっしゃいますので、国のほうは健康保険について、令和3年3月をめどにオンライン確認をスタートしていきたいという方針を持っていますが、恐らく当面はマイナンバーを活用する方々と、従来の保険証を活用する方々がそれぞれ混在するという状況なのかなど。将来的にはマイナンバーで全て手続等が行えるということになるのかどうか、その辺はよく見えないところがありますが、当面は恐らく混在するだろうというふうを考えております。それに伴って、事務も従来の事務とマイナンバーを活用した事務、両方の事務の処理があるのかなというふうを考えています。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。このシステム整備事業は、予算が通ったときには、いつごろまでに改修が終わるのか、いつからスタートするかをお聞きしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊波一男委員の御質疑の今回3月補正に計上させていただいて、中間結審をさせていただきたいと思っておりますので、中間結審後に承認いただいた後に契約をして、改修期間については数日間ぐらいの改修になりますので、年度内で改修を終えて、次年度の6月からス

ターゲットするという予定になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 すみません。予算書の16ページと、あと福祉の概要の8—9をお願いいたします。この小さい01の特定健康診査受診率向上事業の表彰自治会が見込みより少なかったというふうな御説明がございまして、8—9の表21には、その事業の平成25年度からの推移が載っております。まず、これは去る11月には確定されたということでありましたので、平成30年度の受診率上位自治会、そして受診者増加自治会、執行額を答弁していただいて、それから令和元年度の今言った項目について御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 ただいまの質疑にお答えいたします。今、福祉の概要の8—9ですが、表21、平成30年度の法定報告が令和元年11月には確定をしまして、それをもちまして11月23日の産業まつりのほうで平成30年度の自治会表彰をさせていただきました。こちらに関して、上位自治会を3自治会、受診者増加自治会は10自治会、トータル執行額が28万円になっております。こちらに関しては、法定報告がこの翌年度の執行となりますので、今令和元年度の執行に関しては、令和2年度の10月中旬に確定をするということで、今の時点で令和元年度分に関してはお答えすることができない状況になっています。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 では、その見込みが少なかったということでしたので、例えば上位自治会が少なかったのか、増加自治会が少なかったのか、聞き方を変えて、そうしないとその内訳が見えてこないの

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。まず、受診率上位自治会については、当初の予算上、見込みは3自治会で、該当自治会も3自治会あったということですが、受診者増加自治会につきましては、こちらも全自治会で伸ばしていきたいということもありまして、予算上は23自治会分計上してございましたが、平成30年度の実績としまして増加自治会、表彰に該当する部分が10自治会だったというふうな結果となってございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 上位自治会というのは大体3自治会と固定しているのですけれども、増加自治会というのは平成27年から見ていると、13、12、9、10ということで、大体10前後が予測されるのですけれども、全自治会分の予算を計上してあるということ。それで、今回は減額する額も大きくなったということだと思うのですが、参考までに平成31年度の予算的には、23自治会の分を取られたのですか。

（「新年度、令和2年度分ですか」という者あり）

○呉屋等 委員 そうではなくて、要はその前の年、平成30年度。そして、令和元年度に23自治会の予算を取ったのか、それとも通常そういうふうに行っていたのかというところが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 お答えいたします。まず、この受診率向上事業の予算計上の仕方ですが、過去も受診者増加自治会分については、23自治会分を計上してございまして、平成30年度につきましても補正減をしたところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 要するに担当部局の思いというのはよく分かったのです。ただ、それがこの執行額

を見ていると、平成26年度から減額してきているわけです、実際執行は。担当の気持ちと、自治会あるいは特定健診の実施対象者には、それがなかなか伝わっていないのだなという感じがして。報償費はよく分かりました。

促進するために相当御苦労しているのですけれども、それでも増加自治会が上がらない。要は23という目標を持っているのだけれども、半分も到達していない状況ですから、その対策というのを考えておかないと、23自治会報償費を準備していても、結局自治会のほうでは、あるいは特定健診を受ける対象者がそのところに来ないというのは、やはり何か要因があって、その対策というのはどういうことを考えているのか。結果はこうなっているのですが、どのような対策をやってきたかどうか、そこだけをひとつ。結果はこうだったのだけれども、受診率を上げるために、特に自治会に報償費を払うということを、どれだけ自治会のほうにアプローチしていたのかなというのは、例えば自治会の総会とか、自治会の集まりでそういうことを皆さんが出向いてお話とか、そういったこともやったり、チラシ等を作る、そういう広報活動というのは、どれだけやられているのかということをお願いますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課健診指導係長。

○健康増進課健診指導係長 自治会のほうへ、適宜行政事務連絡で集団健診の日程や、こちらとして自治会報奨制度の説明も併せて、各市民の健康づくりと健診を受けることの必要性も併せて、ぜひ自治会のほうから受診の呼びかけをしていただきたいという協力依頼は毎年定期的に行っております。

また、今モデル地区ということで、真栄原自治会のほうに出向かせていただきまして、こちらに年に3～4回ぎのちゃん通信ということで、真栄原地区の住民にはより詳しい健診の情報を発信したり、自治会長から車両の広報で、真栄原地区の健診があるときには強化をさせていただいたり、また役員会にも出向かせていただきまして、受診率の実態と、特定健診を受けましょうと、区民の健康にすごく大切なことだというお話をさせてもらっております。各自治会におきましては、チラシの配布でありましたり、ポスターの掲示、また集団健診が近くある場合には、各区からの放送も、その回数に合わせて2回程度は実施をしていただいております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 特定健診を受けましょうというのはあるのですけれども、この報償費に関してというのは、恐らく余り分かっていないと思うのです。各自治会とも予算が厳しくなっている中で、おっしゃるとおり真栄原自治会は毎年表彰をやっています。産業まつりでも拝見しまして、また別の自治会の取組も資料で頂いたのですけれども、逆に受診率の悪い自治会も次回はモデル地区にしてもらって出向いていただいて、なかなか報償費の話は自治会の集まりでも聞いたことがないので。また自治会長も伝えることがいっぱいあるものですから、直接出向いていただいて、今回は受診率の低いほうの自治会をモデル地区にもらって、底上げを図ってもらえたらと思いますけれども、御見解をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの呉屋等委員からの意見等も踏まえて、また今後効果的な方法というのを考えていきたいと思いますが、まず真栄原自治会をモデル地区に選定した理由としましては、真栄原地区の対象者数が一番多いということで、そこを改善できれば、受診率にも与える影響というのも多いので、まずそこをという観点から真栄原地区のほうで実施モデル地区に選定して、取組方法とかモデル的にやらせていただいたという状況がございます。

あと、受診率の逆に低い自治会への対応、その方法についても今後どのようなふうに取り組んだほ

うがいいのか、その辺は今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 1つだけ、ページは8ページの歳入欠かん補填収入についてなのですが、今回4,900万円余り減になっているのです。この大きな要因というのが、予算で見てみたら県支出金の普通交付金、特別交付金と財政安定化支援事業繰入金があり、今回財政上4,900万円ぐらい減になっているところなのですが、この繰入金について、どういった繰入金なのか。

もう一点、地方財政安定化支援事業繰入金というのが、総務省通知で交付税措置されたということなのですが、この財政安定化支援事業繰入金について説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま玉城健一郎委員の御質疑、歳入欠陥が減になっているということで、何かしら歳出が減になったか歳入が増になったかということになるのですが、まず6ページの県支出金、今回説明欄の2つ目の丸、繰入金、特別交付金の繰入金ですね。こちらが2,700万円余り増になっている。この影響も大きい主なものとなってございます。これにつきましては、平成29年度の宜野湾市の国保財政の赤字額と、平成30年度の赤字額を比較して、それで赤字が少なくなっている場合に、交付金として交付される。赤字が少し減った場合は、交付されるという内容の交付金になっておりまして、今回これが増額になってございます。

もう一つ、次の7ページの繰入金の4節財政安定化支援事業繰入金、こちらは総務省管轄の地方財政計画に沿ったもので、国保財政の支援のための一般会計からの繰入れということで、こちらは交付税措置の対象になってございます。こちらは県の通知のほうで、宜野湾市は幾らになりますとかという通知になってございますので、こちらがこういう取組をしたとかということではなくて、通知に基づいて今回増額になってございます。主にこの2つの影響で歳入欠かん補填収入が減額になるという状況になってございます。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 県支出金の特別交付金について、平成29年度、平成30年度の赤字の比較で少なくなっているところがあって、交付されているということ。医療費抑制が働けば、特別交付税措置されるというイメージでしょうか。

これは、また何年ぐらい、これからずっとこういった制度があるのか、それとも時限的なものなのかということ、2点目。

3点目は、先ほど総務省の地方財政計画で国民健康保険の財政安定化を図るということで支援金が入るのですが、これもいつまでこの繰入金というものはあるのかということ。この3点お願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 今回、改善されたということで交付金をもらったということで、これが医療費抑制、そういったので結びついたかということなのですが、平成29年度までは前の特別会計、平成30年度からは新しく広域化になってからの特別会計なので、一概にそれを比較するというのは難しいのですが、ただ平成29年度に比べて平成30年度、広域化になったことで、国、県からの公費が入ったことで改善している部分が多いのかなと思っています。

赤字の定義というのは国、県が定義しておりまして、ルール分以外の法定外繰入れと翌年度に繰り越す繰上げ充用、この2つの足した額というのを赤字として定義されておりまして、今回平成29年度は大体法定外と繰上げ充用として10億円、平成30年度は8億4,000万円ということで、数字上は2億円

改善しているというふうになっていて、その10%交付ということで2,000万円になっています。この2億円改善したのが医療費というのかどうかというところは、見えない部分があります。これは新しく平成30年度からできた県特別交付金でありまして、今のところ令和2年度もある予定ですが、いつまであるかというのは、まだ県からは示されておられません。財政化安定支援事業については、これまでずっとあるもので、恒常的なものになっています。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 県支出金、交付金についてなのですが、こちらは次年度から保険料を宜野湾市でも値上げするというので、値上げしたことによる影響、今回の特別交付金も上がる可能性というのはあるということで認識していいですか。それともそこまで断定的にはまだ言えない。次年度、新年度。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和2年度から税率改正をさせていただいて、新年度予算では保険税の調定額といいますか、収入見込みを1億円以上増える見込みで計上させていただいております。それに伴って対象の税が上がるので、国保の軽減措置、軽減した方々の分につきましては、また国、県等から負担金が入ると。それで、その額も増になる見込みということもありますので、若干国保財政の改善は出てくるのかなというふうに思っております。それで、赤字が減っていくと、こちらの特別交付金の対象になる可能性はあるのかなというふうには思っております。

○山城康弘 委員長 審査中の議案第2号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時01分)

【議題】

議案第5号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第5号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、次長、説明をお願いいたします。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 質疑に入ります。玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 説明ありがとうございます。こちらは資料とページ数で、5ページの普通徴収保険料が3,000万円増額した理由の中で、資料36を見ているのですが、保険者数の増加及び軽減特例の見直しによる調定額の増ということで、保険者というのは、増は大体どれぐらいあったのか

ということ。それで、軽減特例の見直しというか、どういったもの見直しがあったのかという御説明をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの玉城健一郎委員の御質疑の後期高齢者医療保険料、今回3,000万円の増ということで、内容としましては先ほど次長からもありましたとおり、被保険者が後期高齢者医療制度につきましては、毎年増えていっているという状況でございます。当初予算見込みで8,512人見込んでいたものが、今年度の12月末で8,654人ということで、142人ほど増となっているということ。あと、軽減特例の見直しがここ2～3年ございまして、平成30年度につきましては、これまでの9割軽減の特例見直しがございまして、これは均等割について9割軽減が8割軽減になったことに伴い軽減額が少なくなるので、保険料は増えると。連動してございます。そういったことに伴って、今回保険料が増になってございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 増加とありますけれども、今の件をもう一度確認したいのですが、後期高齢者医療保険料、補正前が4億3,889万4,000円とありまして、補正額が3,000万円。この補正額に関して審査をしていますが、この中で保険者数の出し方はどんなふうにするのですか、当初予算のときに。補正は3号なので、前回の2号のほうの補正予算、今日は持っていないのですが、当初予算もこれでスタートしたかどうかだけ確認させてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊波一男委員の御質疑ですが、対象者、被保険者数につきましては、予算計上の時点の例年12月現在の被保数を見ております。ということは、今年度の当初予算につきましては、平成30年12月です。今回3月補正に計上させていただくに当たって、令和元年12月と比較しての数字。先ほどの答弁はその数字になってございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 理解しました。

あと、先ほどの軽減特例で平成30年度は9割、さっきの均等割が。今回は8割になりましたとありましたけれども、これによる影響を受ける方というのは、結構いるのですか。それともどんなような状況になっています。そんなにいませんなのか。影響、9割から8割に変わった方々はどの程度負担増というか、利用料増なのか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊波一男委員の御質疑ですが、9割軽減から今年度から特例の見直しが廃止になって8割軽減になったと。影響額につきましては、対象者の影響につきましては、今手元に数字がございませんので、後ほど資料として提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 多分何千名もいるかなと思うのですけれども、こういう方々に対する周知の仕方というのは、どのような形でやっているのですか。結局廃止になるので、基本的には平成30年度9割特例で入りますが、平成31年度からは特例がなくなり、8割になりますということを平成30年度に伝えているのか、それとも変わる直前に伝えているのか、どんなふうに周知方というのがやられていたのか。結局急に負担増になるというのが、各年金生活の方々も多いと思うので、どのような対応されているかをお聞きしておきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 御説明いたします。今回の軽減特例見直しについてなのですが、沖縄県の後期高齢者医療広域連合が後期の方たちについては保険者になります。あちらのほうから6月末に全被保険者の方、全員の後期の対象者の方に、今回の軽減特例の見直しに関するチラシ、パンフレットを、対象以外の方にも全員郵送しております。7月に今年度の後期高齢者医療保険料というのが決まりまして、通知が来るのですが、この7月に通知をする前に、県の広域のほうから被保険者の方にこういった法改正があります。この法改正につきましては、去年から段階的に軽減の見直しをされているとか、その都度、来年はこういうふうになりますというのを、お知らせも兼ねて全員の方に周知ということでお送りはしています。

反応としましては、窓口こういったものが届いているのですけれども、特に手続必要ですかとか、あとはよく自己負担割合、1割から2割ということで議論されていると思いますが、それもこの改正内容に入りますかということでの問合せは、7月頃から8月にかけて窓口、電話等で多くありました。以上になります。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。特にその特例がなくなる方々は、そのまた自己負担分が上がる方々も出てくるものだと思うのですが、この方々にはしっかり説明をされていて理解してもらっている。中には理解までいかないけれども、仕方なくという方もいるでしょうけれども、そういう方々に対するしっかりとした説明はしていますということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま係長のほうからもありましたが、まず広域のほうからは事前に、前年度からも含めてそういった周知を行っております。窓口であるこちら市のほうでも、電話、窓口等での相談には、丁寧に説明をさせていただいているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 それと、もう一つ、歳出のほうの後期高齢者医療広域連合納付金とありますね。納付金の内容というのは、それに書いてありますが保険基盤安定負担金、保険料と負担金を合わせて広域連合さんに納付していますと。今回は今言ったように3,000万円の大きな保険料収入があったので、上乘せしますということになっております。ということは、残り5億円は負担金として宜野湾市が払っているということ。宜野湾市のどの財源を使って払っているのか。保険基盤安定負担金をと書いていますよね。説明文です。ごめんなさい。資料36の玉城健一郎議員が要求したものの中の歳出の中で確認だけをしておきますが、保険料はこれだけ、各市の負担金はこれだけということで理解していいのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊波一男委員の御質疑、歳出、8ページの広域連合納付金につきましては、まず後期高齢者の管理者の方の保険料は市町村が収納して、広域連合へ納付するということと。あと、後期のほうも軽減措置がございますので、軽減した方々につきましては、県が4分の3、市が4分の1の一般会計からの繰入れがございますので、ルール分ですね。その分を受けて広域連合に納付するという形になります。市は4分の1です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 4ページの歳出に後期高齢者医療広域連合納付金、補正前9億6,229万5,000円、補正額がありまして、トータル9億9,594万4,000円の中のもの、保険料以外の残り5億円余りの4

分の1は、市が負担金としてしていると理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波一男委員御質疑のとおりでございます。

○山城康弘 委員長 よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第5号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時21分)

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時21分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第8号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 議案第8号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、最初に次長のほうから説明をお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 では、よろしくをお願いします。今回、国民健康保険税が伸びるというふうに聞いている実情であります。今国保加入者から社保に替わる方も結構いらっしゃるというのも聞いております。この21億6,696万7,000円伸びるというのは、大変大きいというふうに見ていますが、どういった現象が起きているのか。それとも社保に行く人が減ると見ているのか、どういった現状でこの予算立てをしているのかをお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波一男委員の御質疑、歳入の1款国民健康保険税につきましては、昨年9月の議会で約23年ぶりの税条例改正を御承認いただけてきたところでございます。それに伴い

まして、令和2年度の予算につきましては、税収が増になる見込みで見積もってございます。委員おっしゃるとおり、国民健康保険の加入者につきましては、近年社会保険への移動、あと高齢化に伴いまして75歳を迎えると、全員が後期高齢者医療制度に移行していくということもありまして、毎年国保の加入者につきましては、減少傾向にはあると。それを踏まえましても、税率改正に伴って税収は増額の見込みになるという見立てでございます。

午前中に後期のほうの保険料のほうでも若干出てきましたが、新年度予算編成の次期の被保数等を捉えて試算していきます。ただ、実際には景気の動向とかいろいろ関連してきますので、加入者の所得状況がどうなるかとか、あつこの国保の加入もしくは離脱の状況がどうなるのか、被保の増減がどうなるのかとか、そういったことでいろいろ変動要因がございますので、なかなか正確な数値を見込むというのは難しいところではあります。が、予算編成時の状況、被保数等を基に試算をして見積もってございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。23年ぶりの税条例改正、これがまた今年度7月から始まりますよね。それに合わせて伸びが出るのではないかということの説明をお伺いしました。国保加入者の数は何名を想定されてつくっているのですか。平成30年度でもいいし平成29年度でもいいのですけれども、国保税の加入者の数字を確認させてもらっていいですか。伸びがあるのか、何を基準に、それを確認させてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波一男委員の御質疑につきましては、毎年10月末のデータを基に試算をしてございます。10月末時点の宜野湾市のデータを、国保連合会のシステムを活用して試算をしていくという形でやってございます。今年度予算を試算したのは、平成30年10月時点のデータを基に試算をしてございます。そのときの被保数が2万6,771人になります。次年度に向けて、昨年10月末時点のデータを活用して試算をしておりますが、そのときの被保数が2万6,319人で試算をしてございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 税を23年間変えなかった分、ここで税収が増えて医療費のほうに回す、また市の一般会計からの繰入れ等を抑えることができたのかなと思います。今、2万6,319名で100億円を超える国保税、医療費等、また負担金等合わせたらなっております。これを市民の皆さんに説明する義務があるものですから、その点また理解をお願いしたいと思います。

あと、1ページの歳入を見せていただいておりますが、4款の県支出金が3億3,000万円の減というのは、何が原因なのか。これは、病気になる人が少ないのか、何が起きているのか。県の負担金が減ったということなのか。県から74億9,500万円今年に入る予定だということになって、去年は78億円、3億3,000万円の歳入減があると思います。それを心配しているのは、今から出てくる法定外が1億円提案されていますよね。歳入欠かん補填収入も3億円超えていますよね。それは、一般会計で使えるお金がずっとここに投入されているということ、私もまたしっかり確認しながら、いかにしたら健康な方々をつくることのできるかという提案をしたり要望したりしたいので、なぜ県支出金3億3,000万円が減っているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波一男委員の御質疑の保険給付費等交付金、県支出金でございます。対前年比、予算書にもありますとおり3億3,000万円余りの減ということで、トータル74億9,500万円余りと

見積もってございます。主な要因としましては、保険給付費等交付金の中の普通交付金、いわゆる医療費に充てる普通交付金が減になります。当然県の試算等を勘案しながら見積もってございますが、先ほどもお話に出てきましたが、被保険者数が減になっているということで、若干保険給付費等につきましても、減の見立てをしていると。一応総額が70億円余りの中の普通交付金で大体3億円弱ぐらい減になるのではないかということですので、被保数が減っている状況を見ると、もっと医療費が落ちるといふことになればいいのですが、やはり高齢化等に伴って、1人当たりの医療費は増えておりますので、なかなか大きくは減少していないという状況がございまして、若干減になる見立てをしているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明は理解します。450名程度被保数が減っているということが、医療費がそんなに伸びにくいのではないかということで、県からの医療費分が3億円余り減るといふふうに予想していると。特に国保財政に関しては、令和元年度でも補正を4回、第4までであるので、今後流れが変わってくることは理解してはいますが、しかしながらスタートのときに皆さんが試算しているこの予算書を基本に、こちらを審議するものですから、いかに健康な方々をたくさん国保に、さらにはしっかりと社保に移動してもらおうかということが一番大事かなと思っております。

今回もう少し確認をしたいのは、特に市民がなかなか分からないのは諸収入の部分、8款の4項7目歳入欠かん補填収入、先ほどもございましたが、昨年よりは1億8,697万円減でスタートするということで、3億6,300万円も予算上ないということで試算しますよね。その点説明もいただけますか。なぜこんなに減っているのか。先ほど言ったように保険料でカバーするのか。どういった形でこのスタート、この金額にしているのか、その点お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波一男委員の御質疑の8款の歳入欠かん補填収入につきましては、一昨年度が約9,000万円の当初予算、今年度が約5億5,000万円ということで、次年度が3億6,000万円ほどの計上をさせていただいております。

この間、何度か御説明申し上げてまいりましたが、基本的に国保の財政を編成する際に、どれぐらいの医療費が見込まれるのか。それに事務費とかもプラスされて歳出をまず見込んで、これに見合う歳入がどういふ歳入があるのかということで、先ほどの保険税につきましても、当然この医療費等に充てていきますし、あと国、県からの負担金、交付金などを見積もって、それでも足りない。見込まれる歳出に対して歳入が足りないというときに、この間宜野湾市の場合は、県内多くの市町村がそうですが、一般会計からルール分以外の補填ということで、一般会計から法定外繰入金を去る10年来で見ますと、約70億円以上の一般会計繰入金で補填してきていると。10年間の平均が毎年7億円ぐらいの補填をしている状況です。

ただ、近年は一般会計も厳しい状況がございまして、先ほど御説明申し上げましたとおり、法定外の補填も厳しくなって、歳入欠かん補填収入を組まざるを得ない状況となっております。ということで、今年度は法定外繰入金がゼロ円という状況ではございますが、ただその赤字部分を保険税だけに転嫁することは、大変難しい状況がありますので、私どもの方針としては税率見直しも昨年させていただきましたが、税率見直しと、やはり一般会計からの補填がないと、当面は厳しいということもありまして、財政当局にもずっと要望はしてきておりまして、次年度は1億円の一般会計からの法定外繰入れ、補填金を計上させていただいております。それとこの税収増等に伴う保険税の増、軽減措置に対する保険基盤安定負担金の増等も想定し、次年度は歳入欠かん補填収入が対前年比約1億

8,000万円下がるだろうというふうに見込んでおります。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大事な国保加入者の方々にも、しっかりと医療を適正に利用してもらうために、国保財政が破綻したら大変なことになりますので、これは理解しています。しかしながら、国保の加入者の方々がとにかく健康で頑張ってもらえるような、取組が今後出てくるかと思えますけれども、その点は後でお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 ほかに。伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 資料の請求をさせていただきます。31ページ、特定健診審査受診率向上事業の報償費について、何にどんなものに報償費を出すのかという細かい内訳があれば、お願いできますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 31ページの6款2項1目、特定健康診査受診率向上事業の報償費の内訳ということですね。資料提供いたします。

○山城康弘 委員長 宮城力委員。

○宮城力 委員 31ページ、前年度、本年度と比較して増になっていると思えますけれども、これは先ほど伊佐文貴委員がおっしゃっていた特定健診受診率向上事業の報償費によるものが主になっているのか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 令和2年度から会計年度任用、新しい職員の雇用形態によりまして、それがほとんど増の要因となっております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 予算書の3ページをお願いします。歳入の1款1項1目の本年度予算は、現年度分が94%、滞納分が10%ということで、そして本年度はこの予算見込みを説明しましたけれども。では令和元年度の実績見込みベースというか、実績はまだですよ。実績をどれだけ見込んでいるのか。それは率です。具体的に令和元年度はどれだけの実績を、この時点で見込んでいる数字が出るのかというのと。

また、同じく前年度の17億円、平成30年度の当初予算の収納率は何%で、今年度は94%と分かったのですか。同じ収納率で比較した結果というところを確認したいので。そして、あとは令和元年度の実績ベース、あるいは見込みとしてどれぐらいの数字が出ているのか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋等委員の御質疑の収納率についてですが、今年度、平成31年度の予算時の目標数、収納率につきましては、現年分が95.6%、滞納繰越し分が次年度同様20%で見込んでおります。今年度実績見込みにつきましては、今月いっぱいぐらい見てみないと、なかなか難しいところもあるのですが、前年、平成30年度と同じぐらいで推移はしてございます。今年度の実績見込みは、前年と同じような状況で今のところ推移してございます。前年度、平成30年度の実績が現年分で96.1%。すみません。滞納分については、調べてまた後ほど御説明したいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 確認をさせていただくと、まず平成31年度になると、現年分で95.6%、滞納分は同じ20%。そして、令和2年度は94%ということは、同じ現年度に関しても令和元年は95.6の見込みで予算立てをされて、令和2年度は1.6ポイント低い収納率の見込みで予算を立てられているわけですね。実績ベースがどれぐらいになるかということは、後で報告していただきますが、この歳入の中の保険

料を1.6%、当初予算で去年に比べて下げた理由を説明いただけますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの呉屋等委員の御質疑ですが、次年度の現年度分保険税収納率の見込みが94%ということで、先ほどございました税率改正等の影響と、呉屋等委員おっしゃるとおり歳入ですので、表現がちょっと正しいかどうかあれなのですが、あまり甘く見積りはしないということで、ちょっと厳しめに見積りをして94%でいこうと。ただし、私たち原課としましては、前年の96.1%内外の数字を目標に徴収対策の取組を取り組んでいこうというふうに考えてございます。あくまでも見積りとして94ということで設定しております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 その理由もよく理解できます。一番の懸念は、国保の税率の23年分の改正というところもあると思うのですが、これに関しては市報等でも、既に市民への御案内をしているものであるということも理解していますが、それに対して市民のほうから担当課のほうに何か御意見とか、税率改正に向けての意見とかありましたら。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 昨年9月議会で税条例の改正を承認いただきましたが、その前後に新聞報道等でも宜野湾市の税条例の改正等の報道もございまして、分かる範囲で数件ほどの電話とか、その辺の問合せはございました。上がるのは厳しいですよとか、そういった声は若干ございました。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 幾ら23年ぶりとはいえ、上がるのは厳しいというのは、当然市民の考えなのですが、やはりそこは御理解いただかないといけないということと。

そして、実際通知書が届くと実感があるので、そういった状況を踏まえて、市民からの問合せとか、それに対してどのように、これからが市民に対して御理解いただく時間が始まっていくのかなと思いますけれども。現実の収納率は、少しさっきのように控えめにしていますというのは分かるのですが、実際に市民からのそういった問合せがあった場合、滞納になってしまうと、それは困るわけなので、どのように理解していただくかというのが、マニュアルとかちゃんとどうするということふうな、そこもちゃんと決めてもらって、それは誰でも同じ言葉で同じように説明をして、御納得いただけるというのが必要だと思うのですが、そういったマニュアル作りだとか、課の対応という準備はできていますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和2年度の保険税につきましては、令和2年7月が第1期の納期になります。7月に納税通知書を送付することになります。それに合わせて、昨年度の市報等で国保財政の状況と市民に取り組んでいただきたいこと、健康づくりとか含めて、というふうな周知をしてきたところですが、今後も税率改正の内容と国保財政の状況と、あと医療費抑制の取組、その辺の周知をやりたいというふうに考えております。

原課での対応につきましては、これまでも所得があるので、税率を掛けるとこうなりますので、これを納めてくださいという杓子定規な対応はこれまでもしておりませんので、この点は同様に今後もやっていく予定です。要するに相談ですね。生活状況等確認しながら、納税、自主納付していただけるような、これまで同様な取組にその点はなると思います。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 そうすると、資料をお願いしたいのは、そういった対応マニュアルというか、実際文

書化しておかないと、4月からまた人事異動があるかもしれないので、今ではなくて、6月議会が開会するまでにでいいと思います。恐らくそのころには準備しないと間に合わないと思うので、そのころまでに、今税率改正に向けての市民からの問合せやそういったことで、この改正になってくるのだというところの言葉に表されたのがあれば、資料として提供いただきたいのですが。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 職員の被保険者、加入者に対する相談マニュアルとかということではなくて、要するに国保財政がこうなっていますので、このような方針の下、税率改正も含めて、あとは健康づくり等もしながら医療費の抑制に取り組んでいきますというふうな要するに方針といえますか、その辺は周知していかないとイケませんので、その資料ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 もう一点だけお願いします。予算書の31ページの説明02の特定健康診査事業の一番下の委託料539万円、内容についてお願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらの委託料につきましては、平成31年度の新年度予算からA Iを活用した特定健康診査受診勧奨業務委託ということになっておりまして、令和2年度も引き続きA I活用による業務委託を検討しているところでございます。県のほうが今後令和2年に関しましては、他市町村の意向を確認しながら、集合契約の形を今予定しているところでもございます。今、平成31年度の予算に関しましては、宜野湾市と委託事業所と委託を締結していた状況であります。その後、県内のほうでは手を挙げる市町村もかなり増えてきているということもあって、国保連合会が中心になって、手を挙げる市町村の取りまとめをして、集合契約という形を予定しているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 集合契約のメリットというのは、委託料も少し減額になるのですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 委員おっしゃるとおりです。委託料も個別で実施するよりはかなり、どれぐらい安くなるかも今後の調整次第ということになりますけれども、単価のほうが少し安くなるかなということを期待しております。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 よろしくお願いします。7ページの保険給付費等交付金のほうで、保険対象者が減るということでこの交付金が減っていることはないと思うのですがけれども、今保険者努力支援分について、その点数が増えていると思いますけれども、この点数一覧はどういった計算しているのかということが1点。

あと、特別調整交付金の市町村分というのを、どのような試算で出しているのかというのを説明お願いします。もしあれでしたら、資料でも結構です。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 玉城委員の御質疑の県特別交付金の中の保険者努力支援分、これにつきまして次年度の予算は、県通知に基づいて計上させていただいておりまして、次年度の中頃に内訳が一応見えてくるという形になります。

(「通知は来ているんですけど」という者あり)

○国民健康保険課長 はい。額ですね。資料のほうにつきましては、保険者努力支援制度を前倒して

平成28年頃から少しずつ入ってきていて、毎年度配点がちょっと動いたりしていますので、令和2年度を含めたこの2年分ぐらいの配点の推移の表がありますので、その資料を提供していきたいと思います。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 特別調整交付金の通知が原課に来て、内訳はまだ分からないということ。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 特別調整交付金の市町村分については、平成29年度までは国特別調整交付金という名称で、平成30年度から今の名称に変わっています。メニューとしては結構数多くあるのですが、大きいものとしては精神・結核という、例えば全体の医療費に対して精神病にかかった医療費が一定割合を超えたらもらえる交付金、大体宜野湾市は1か月1億円ぐらいでもらっているのですが、あと未就学医療費、子供が多い自治体に交付されるというところで、これも7,000万円、6,000万円とあるのですが、ただ近年減ってきているメニューとして退職医療制度廃止という交付金、ちょっと聞き慣れない言葉なのですが、これは前期高齢者交付金が入ってくる市町村が少ない市町村に補填という意味合いで交付されている…。

(「沖繩に対してということ」 という者あり)

○国民健康保険課庶務係長 これは市町村単位で平成29年度まではあって、今でも経過措置的に毎年交付されているのですが、宜野湾市も近年前期高齢者の人数が増えていることに伴って、前期高齢者交付金が前より増えているということは、先ほど申し上げた退職医療制度廃止が減っているということで、どうしても毎年少しずつこの(市町村分)という交付金が減ってきている状況です。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 前期高齢者交付金について、今最初のときよりも大分変わってきていると思うのですが、ここ5年分ぐらいの資料をお願いいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 玉城健一郎委員御質疑の前期高齢者交付金の推移、平成29年度までは市町村に入ってきていましたので、福祉の概要に載ってはいたのですが、平成30年度からは県に一括して入りますので、改めて資料を作成して提出したいと思います。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 ありがとうございます。33ページ、糖尿病性腎症重症化予防事業、こちらも保険者努力支援分のものでやっていると思うのですが、次年度はどれぐらいの数を見込んでいるのか、今年度と比べてどれぐらいの方たちを対象に考えているのか、御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 2点でしたか。糖尿病性腎症重症化予防の配点ですよね。努力支援分の配点ということですね。国が今示している資料の中では、重症化予防の取組が2020年は120点にアップします。2019年度までは100点ということでしたけれども、2020年度に関しては120点ということで、さらにアップします。

どれぐらいを見込んでいるかという質疑に対しては、平成30年度の対象者に対して、75名の方全員を対応しております。今年度に関しては、平成31年度ですから令和元年度ですね。それ以上、今ちょっと数のほうを、今年度は150名を、応募が2倍増で対象ということで拾っているところがございます。以上です。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 こちら、昨年から始まった事業ですよ。令和元年度、平成31年度から。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらの事業につきましては、平成30年度からの事業となっております。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 実際、平成30年度から網は70名かけて、それからしっかり指導ができていているというのは、大体どれくらいの人たちができていますか。この対象になった人たちの割合。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 平成30年度につきましては、90名を絞り込んでいまして、その中で75名全員を対応しているということです。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 糖尿病性腎症重症化予防事業は、財政的にもかなり影響のあるものだと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後にですけれども、会計年度任用職員制度が次年度から導入されるに当たって、いわゆる職員、今まで臨時だったりとか嘱託職員だった方たちが、実際制度移行することによって、予算上配置ができなかったりとか、そういった事案というのはありますか。国保財政の中で、全体…。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 すみません、玉城健一郎委員、ちょっと確認でいいですか、今の。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後1時56分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後1時56分）

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国民健康保険課につきましては、今年度同様の配置を予定しております。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 増進課の部分につきましても、今年度予算どおりの配置ということになっております。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 なかなかこのあれで、人は来づらいとは思うのですけれども、ぜひここは大切なところなので、人員確保をしっかり頑張ってくださいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 30ページ、6款1項3目医療費適正化特別対策事業、これについてお聞きをします。まずこの事業は、どういったものなのかということは分かりますが、この中に明確にレセプト点検嘱託員という1,100万円がなくなっていますが、どのように対応をしていくつもりなのか、どういった体制でこの国保50億円分のレセプトをチェックしていくのか、その点お聞きしたいと思います。

体制的にまず人は増やしていますかと、しっかり対応してくださいということを、予算を組むからにはお願いしたいというのがありますが、昨年度の予算書を見ますと、明確にレセプト点検嘱託員というのがいて、1,100万円余りの予算が計上されているのですが、今回その名称がなくなっているものですから、なぜそうなっているのと。それとも、皆プールしてやるの、どういうことなのか。どれを見たらレセプト点検というものかなというのが分からないものですから、その点お聞きしておき

たいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 すみません。ただいま伊波一男委員の御質疑の今年度まではレセプト点検員ということで、予算書に表示がございましたが、先ほど来出ております来年度から現在の臨時・嘱託職員がおおむね会計年度任用職員制度に移行しまして、今年度まで例えば嘱託員は1節の報酬で、臨時職員は7節の賃金ということで組まれておりましたが、次年度からはおおむね全員が1節の報酬に組まれることになるため、こちらから表記はなくなっていると。その会計年度任用職員の報酬というところに組まれてくるという形になります。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 理解したいと思います。

そして、この人的配置はどうなっているか。現状、先ほど言ったように国保財政の50億円近くのレセプトを点検するという事は、どのような体制でやっていて、心配なのは、効果を上げているというの聞いています。どういった効果を上げているのか、レセプトの点検をする中でどういった効果が出たのか、費用対効果がどうなっているか、その点もお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波一男委員の御質疑の診療報酬明細書、いわゆるレセプトの点検をしながら、過剰な請求がないかななどをチェックし、あった場合はそれを適正なものに戻して行って、費用を適正化していくという取組をやってございます。各市町村委託をしたり、状況は様々あるのですが、本市におきましては、直営で嘱託員6名を配置してレセプト点検業務を行ってございます。次年度につきましても、同様の体制で業務を取り組む予定をしてございます。

あと、効果については係長のほうから。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課給付係長。

○国民健康保険課給付係長 伊波一男委員の質疑の効果の件なのですけれども、今手持ちに平成29年度、順調に取り組んでいるのですが、平成29年度の数値で申し上げますと、年間8,000万円弱の財政効果、点検効果というのが出ておまして、これについては県、そして全市町村と同様の効果といえますか、宜野湾市が高い、低いとかでなく、大体平均ぐらいが平成29年度においては出ております。嘱託員6名、レセプト点検員というのが主にいるのですけれども、その人件費というのが1,000万円ちょっとと思っている中に8,000万円ということなので、それでも費用対効果は出ているのかなと思っております。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大きな数字が、今効果が出ているという説明を頂きましたので、大変すごいなと思います。6名で人的に、人が多ければ効果が増えるかということではないというふうに見ていますが、大変細かい作業だというふうにお聞きをしております。ポイントのチェックや、点数チェックとかいろいろ大変御苦労していますというお話を聞いたことがあります。人数的にはこれで当分の間はいいということなのか、それとも予算面なのか。今回、300万円増えていきますよね、昨年度より。300万円増えたというのは、人件費等の考え方が、先ほどの説明のとおり変わったからということで理解しているのか、その点説明もらえますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波一男委員の御質疑の報酬のほう若干増額になっていますのは、この新しい制度に移行することによって、若干処遇といえますか、給与等の改善、期末手当等も

出てきますので、そういった改善があつて増額になっているということでございます。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。最後に、大丈夫ですか、時間。

○山城康弘 委員長 どうぞ。

○伊波一男 委員 自分のほうは最後にしたいと思います。このオンライン資格確認等業務、ごめんなさい。6ページの国庫支出金、多分先ほども聞いた社会保障・税番号制度システム整備補助金関係を活用して整備事業だと思つてのですが、このオンライン資格確認等業務関係補助金を活用してどのようなシステム改修をしていくのかお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 午前中も若干御説明申し上げましたが、国のオンライン資格確認導入の方針に基づいて、市町村のほうでもそのオンラインの業務ができるようにということで、システムの改修を行うこととなります。それに対する国からの補助がついていると。本年度も補正で午前中は療養費等の連携のためのシステム改修ということがございました。次年度予算にありますオンライン資格確認につきましては、オンライン資格確認をする際に、現在国保は世帯主単位で資格ということなのですが、加入者一人一人に対して番号がつかますので、それに伴う改修が今回のシステム改修の内容になります。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課給付係長。

○国民健康保険課給付係長 課長の補足させていただきます。このオンライン資格確認というものが始まりますと、どういうメリットがあるかというのを説明させていただきますと、このオンラインで資格確認をすると、マイナンバーに保険証のデータが入って、医療機関に行ったときに、これが保険証代わりということで、バーコードリーダーを読むとピッとということで、すぐにこの方は国民健康保険、社会保険ということの読み取りをして、オンラインで確認できると。今は国民健康保険を、医療機関に行って、私もし持っているとして、実は昨日やめて本当は社会保険というときに、国保証を提示すると国保で請求すると。それがオンラインで資格確認できますので、なくなる。過誤請求といひますか、本来だったら社保なのに国保で受ける。逆に、国保なのに社保で受けるというような、こういった過誤請求がなくなるというメリットがあります。そういったことで、また保険者にも、私たち事務の事務上も、市にとっても大きなメリットがございます。

また、限度額証といって、医療が高額になったときとかも。例えば入院しました、緊急の手術が必要ですよといったときに、保険証では限度額証の情報が入っていません。それを現在は病院から、医療機関から市のほうに限度額証を発行してきてくださいというふうな案内で、こちらに来て発行していました。それがオンラインで資格確認して限度額証の発行とか手続等を簡素化できますので、そういったことで大きなメリットになるというふうに思っております。以上です。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ありがとうございます、答弁。もう一度いいですか。

(委員長交代あり)

○伊波一男 委員 本日は、副委員長が欠席していますので、委員長が質疑を行う場合、年長委員の私が代わつて委員長の職務を行います。山城康弘委員。

○山城康弘 委員 では、よろしくお願ひします。先ほども質疑がありましたけれども、歳入の14ページ、歳入欠かん補填収入、先ほど課長のほうから今回の前年度対比1億8,000万円の減に関しては、昨年度法定外がゼロの中で、今回1億円の法定外の繰入れがある。そして、税率アップの影響額が1億4,000~5,000万円ぐらい、調定額で出てくると。そういった形でいろいろと出るというふうにお伺い

しました。

聞きたいのは、今回歳入欠陥を3億6,000万円ぐらい令和元年度の歳入欠陥が9億7,000万円ぐらいですよ。9億7,000万円ぐらいの歳入欠かん補填収入が今回の補正で出されています。そして、多分5月ぐらいに次年度の令和2年度の予算から繰上げ充用として9億7,000万円来ますよね。それで、今回の3億6,000万円ですと約12~13億円ぐらいの穴が空いているという状況で、ちょっと厳しいようですけども、この今年度予算にも国保財政、令和7年度の県の統一化に向かっていく中で、皆さんの赤字額の方向性が少し見えないものですから、それについての見解を説明をお願いします。

○伊波一男 委員 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま山城康弘委員の御質疑の財政見通し、昨年議会全員協議会等でも御説明させていただいてございますが、国保の方針としては、先ほど申し上げたとおり税の見直しもしつつも、一般会計からの補填が当面必要だということで、収支見通しにつきましても次年度から1億円で、令和4年度から2億円、令和6年度から3億円ということで、国保側としては一般会計からの補填の見通しを立てて、財政収支見通しをつくってございますが、相手側がいる。要するに一般会計側の状況がどうなるかによって、かなり影響を受けてくるところは、ちょっと心もとないところがございますので、その辺は厳しい面がございます。

ただ、そういう方針は維持しつつ、こちらとしては要求しつつ、あとは医療費抑制に向けた取組をどうやっていくかというところ、どう注力できていくかというところを、しっかりやっていかないといけないのかなというふうに考えております。

○伊波一男 委員 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの国保課長の補足的なものです。今後の国保財政の見通しにつきましては、庁内でも国保財政健全化検討委員会というのを設けております。ただいま国保課長から説明がありましたもちろん税率を上げる税率改正も、今後適宜見直すという方針と、一般会計からの法定外繰入れも合わせて健全化を図っていくということは、この財政健全化検討委員会の中でも方針としては確認しているところでございますので、一般会計の部分の担当部署においても、こういった国保の財政健全化については、ある程度共通認識を持ってはいるところでございます。以上です。

○伊波一男 委員 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この国保財政に関しては、私どもも仕組みは理解をしておるのです。要するに所得の少ない被保険者あるいは医療費がかかる年代、そして赤字になる原因を山積みしていることは十分理解しております。そして、皆さんが保険給付費の抑制、あるいは今言っていた一般会計からの法定外繰入れも含めた調整はよく分かりますけれども、毎年そういうふうな話しかないものですから、抜本的なもの、新たな施策が何かないものかなと。松川市長を筆頭に例えば国に要請するとか、そういった市町村の市長会とかも含めて、そういった動きをもっと活発化させるとか、新しい動きがないのが非常に残念なのです。分かりますよ。本当にこういった厳しいことを言うのも心が痛いのですけれども、やっぱり毎年毎年同じような形で令和7年度を迎えるのですかということなのです。

税率アップという話もありますけれども、これは税率アップしても、収納率が落ちてくるのは目に見えていますから、それは本末転倒になりますので、そういったことも踏まえて新しい動きが、庁内の検討の中でもとにかく松川市長をトップに、それをもう少し考えてほしいなど。新たな動きを。これは宜野湾市だけの問題ではないですので、宜野湾市だけで考えても、多分解決しないと思います。ですから、他市町村も含めて沖縄県全体でそういったやっていくような方向を、逆に宜野湾市がリードしていくというふうな意欲でやってほしいということで希望しておきます。

では、次に歳出に行きます。23ページ、出産育児一時金594万3,000円の減額なのですけれども、9,220万9,000円、今回の出産一時金事業、この中身を少し説明いただけますか。これは対象者が減っているのか、少子化の問題が影響しているのかどうかというのを含めて確認させてください。

○伊波一男 委員 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、先ほど来出ておりますとおり、国保加入者が減ってきていることに伴って、こういった出産育児一時金等の給付費も減ってきているということと、宜野湾市全体の出生数も減少傾向にあるということで、こちらについては減ということで予算計上してございます。

○伊波一男 委員 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 よく理解しました。

それでは、次に30ページ、先ほども質疑ありましたが、医療費適正化特別対策事業費、これは具体的に今年度どういったことをやるのか、まず説明いただけますか。

(「休憩」という者あり)

○伊波一男 委員 休憩いたします。(午後3時19分)

○伊波一男 委員 再開いたします。(午後3時19分)

○伊波一男 委員 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑についてですが、医療費適正化事業、6款の対策事業につきましては、幾つか業務内容がございまして、先ほど出ておりましたレセプトの点検業務、あと療養費関係、例えば柔道整復とかマッサージとか、そういった療養費に対する点検業務、あと交通事故等に対しては第三者が要するに負担をする制度になりますので、そういった第三者求償の事務の業務、それからあとジェネリック医薬品の利用促進の業務等々がこちらの業務内容となっております。新規事業というのは、こちら特に今回はございません。

○伊波一男 委員 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今言ったジェネリック医薬品の事業、この使用を管理するようなことで、今具体的にどういった動きをされているのか説明いただけますか。ジェネリックに対して。

○伊波一男 委員 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 御質疑のジェネリック医薬品利用促進業務の取組につきましては、保険証にジェネリック利用のシールを貼ってもらうために、シールの配布をしております。それと、あとジェネリックを利用した場合には、これだけ分の医療費が抑えられますということで、皆さんに年4回通知をして周知を図ったりというような業務の内容になってございます。

○伊波一男 委員 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 医師会あるいは病院とか、あと薬剤師会とか、その辺の機関に対しての働きかけに関しては、どのような動きをされているのか説明いただけますか。

○伊波一男 委員 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 医療機関関係等に対するジェネリック医薬品の利用促進につきましては、国がジェネリックの利用促進の方針を基に啓蒙してございますので、医師会から各医療機関への周知等をしているというふうに聞いてございます。薬局等につきましても、そういったジェネリックの利用の

促進を進めているというふうには聞いておりますので、かなりこの利用率が上がってきているのかなというふうには思います。沖縄県につきましては、全国で一番利用率が高い状況でございます。

○伊波一男 委員 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今話を聞いていたら、当局としてその機関との接触はしないけれども、国からの促進をしてくれということでやっていると。逆に主体的になってその促進のスピード化というのを含めて、宜野湾市からすると別に同じ歩調にする必要もないですから、直接医療機関と、その辺とのコンタクトを取る策を皆さんにやってほしいと思います。薬剤師も含めて。病院とかへ行っても、やっぱり薬剤師なんかでも、ジェネリックでいいですかというふうな反応もどんどん出てきていますので、それをもっともっとやっていって、頭打ちまで持っていくような形、宜野湾市が主体的になってやっていってもいいと思いますけれども、その辺についての見解はどうですか。

○伊波一男 委員 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御提言ですが、確かに利用率が県内、宜野湾市も含めてかなり高くなってきていて、急激にまたこれから上げるというのは、なかなか難しいパーセントになってきてはいるのかなというふうには思います。

また、あと薬剤師会等の情報、聞いた話としましては、薬局のほうもジェネリック利用を促進することによって、報酬の点数が加点されるとかということもあって、積極的にやられているということもありまして、特別に宜野湾市としてそういった医療機関等に直接働きかけるまでは必要ないのかなということで考えてはおります。ただ、そういった機会がまたありましたら、その辺も検討していきたいと思っております。

○伊波一男 委員 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ありがとうございます。

次に、32ページの6款2項2目の説明欄01特定保健指導事業、この事業内容を少し説明をお願いします。

○伊波一男 委員 健康増進課長。

○健康増進課長 32ページの01特定保健指導事業、こちらにつきましては、特定健診の結果からメタボリックシンドロームの該当者、予備群に対して保健師や管理栄養士が個人の健康状態やライフスタイルを一緒に考えながら健康指導を行って、生活習慣の改善を図るとというのが主な目的となっております。予算の内訳については、委託料の場合は特定保健指導の業務委託ということで、今実際9か所の医療機関及び医師会等と契約をしている状況でございます。

○伊波一男 委員 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 課長、今聞いたのは、2～3年前に私一般質問させていただいたのですが、要するに特定健診の受診率を上げますよという方針はずっと変わらないですけれども、そのときの数字が、例えば特定保健指導率が5割を切っている状況を指摘させていただきました、そのときに。次年度からある意味数字のほうは、少しずつよくなってきているのが出てきていますけれども、現状、概算でいいですので、大体どのぐらいの保健指導率になって、最新版でいいですので、どれぐらいの保健指導率なのか、その辺御説明できますか。

○伊波一男 委員 健康増進課長。

○健康増進課長 令和元年度の実績については、国保連合会からのシステムでの概算がまだ出ていない状況でありまして、令和元年度につきましては今年の10月、その中で整理をして、初めて…

(「概算になるということですか」という者あり)

○**健康増進課長** はい、ということになります。今実際は出てくるものは、特定保健指導ではなくて、受診率だけではまた前年度比較ということではあるのですけれども、やはりこちらの部分については、まだ出せていない状況です。もうしばらくお時間頂きます。

○**伊波一男 委員** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** この数字というのは、非常に私大事だと思っているのです。ですから、特定健康診査の受診率を上げるのも、これももちろんそうですけれども、保健指導率を上げないと、これは受診率を上げても本末転倒になりますよね。ですから、これはしっかり現状やっつけたいと思いますので、それも数値を上げるような努力をまた次年度も続けて頑張りたいと思います。

最後に、33ページの先ほどありました03の糖尿病性腎症重症化予防事業、先ほど次年度150名の対象者をやっていくというようなお話がありました。去年の話でも、予備群から透析に移る、重症化に移る人たちを、たしか年2人ぐらいは抑えたいというふうな数値目標ありましたよね。現在の数値目標に対して皆さんの計画があれば、説明をお願いいたします。

○**伊波一男 委員** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 前回報告したように、新規の透析のほうを、年2人ずつ重症化を遅らせるあるいは至らせないという計画として一致して取り組んでいます。

○**伊波一男 委員** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** もう少し確認させてください。その2名の人というのは、大体皆さんが年間10名程度入ってくると。もう一度、何名に対して2名減らすというのを、ちょっとお願いいたします。

○**伊波一男 委員** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 新規で現在大体10名新たに透析へ移行します。その中で2人を移行させないという取組を実施しています。

○**伊波一男 委員** 山城康弘委員。

○**山城康弘 委員** 最後に、この2名をやる中で、効果額というのは幾らになりますか。

○**伊波一男 委員** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 人工透析の年間の費用額、新規の場合は600万円かかります。2人の計算になると、1,200万円という形の効果が得られます。

○**山城康弘 委員** ありがとうございます。以上です。

○**伊波一男 委員** 以上でまた委員長に進行を代わります。

(委員長交代あり)

○**山城康弘 委員長** 審査中の議案第8号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**山城康弘 委員長** 休憩いたします。(午後3時31分)

○**山城康弘 委員長** 再開いたします。(午後3時45分)

○**山城康弘 委員長** 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時46分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時46分)

○山城康弘 委員長 引き続き議案第8号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。健康増進課長。

○健康増進課長 先ほど伊佐文貴委員のほうから資料要求のありました特定健診受診率向上の報償費の内訳の資料に関しましては、まだ具体的に決まっていなくて、内容の変更も今後予定されていますので、次回の委員会のほうで資料を提供したいと考えております。

(「6月」という者あり)

○健康増進課長 6月議会の。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 では、そのときはよろしくお願いします。

○山城康弘 委員長 審査中の議案第8号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時46分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時46分)

【議題】

議案第5号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第5号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について、国民健康保険課長より追加の答弁がございます。国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 午前中の御説明に補足で説明をさせていただきたいと思います。伊波一男委員より御質疑がありました後期高齢者医療保険料に関する答弁の補足になります。お手元に補正の増減という資料がございますでしょうか。玉城健一郎委員の今回要求資料、こちらの先ほど伊波委員の御質疑で、歳出のほうで後期高齢者医療広域連合納付金が補正後9億9,500万円余りにいつもなるという中で、その上の歳入、後期高齢者医療保険料が補正後4億6,800万円になるということで、この差額が約5億円余りあるということで、答弁の中ではこの保険料に併せて、軽減措置に係る保険基盤安定

負担金が保険料と別にあるということで御説明申し上げました。

もう少し具体的に申しますと、この約9億9,000万円のうちの内訳としまして、今回補正で計上しています後期の保険料は、普通徴収保険料になります。それとは別に年金から天引きをする特別徴収保険料がございまして、こちらが約3億4,000万円ございます。この3億4,000万円を引いた残り約1億5,000万円についてが保険基盤安定負担金になりますので、もしかしましたら5億円が保険基盤安定負担金という誤解が生ずるおそれがありましたので、補足で御説明申し上げました。以上です。

○山城康弘 委員長 審査中の議案第5号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時50分)

【議題】

議案第12号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第12号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、最初に次長のほうから説明をお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。呉屋等委員。

○呉屋等 委員 では、予算書の3ページ、歳入のところになります。2目の普通徴収保険料の収納率が98.57%、滞納繰越し分が69%、現年度分は何%。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。これは普通徴収保険料の現年度分の収納率ということで…。

(「そうです」という者あり)

○健康推進部次長 これにつきましては、この予算計上する際に見積もった収納率につきましては、98.57%ということでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 要するに2目の普通徴収保険料が98.57%と先ほど聞いたのですが、それで滞納繰越し分が69%であれば、現年度分が同じ数字になるというのは違うのではないかと。そうでなければ、普通徴収分が少し下がるのか、それは数字のほうをもう一度確認させてください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 説明の補足で、まずこの3ページの保険料の説明欄、上から3つございます。

一番上、特徴につきましては100%を見込んでおります。その次、普通徴収の現年分が98.57%で、その下滞納繰越し分につきましては69%の見込み収納率で計上してございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 要するに1と2を足して割ると、全体では幾らになるのというところで、最初に普通徴収が98.57という話だから、この1と2を足して割ったらどうなるのか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 これを足して収納率を提示してはございませんので、現年分と過年度分を分けて毎年目標収納率を決めて、この収納をしていくというふうに、要するに合算しての収納率というのは出してございません。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 福祉の概要の10—4には、特別徴収分、普通徴収分として出ているので、そっちのほうにして出るものだと思って聞いたのですが。ただ、これは決算ベースで出すということなら、別によろしいです。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 失礼しました。福祉保健の概要では、現年分の特別徴収と普通徴収を合わせた実績は載せてございます。ただ、当初予算目標値につきましては、それぞれ分けて目標率を設定してございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 分かりました。福祉の概要を見ると、年間18万円以上の年金を受け取っている方は、特別徴収というのは分かるのですけれども、ということは年間18万円未満の方は普通徴収ということで理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま呉屋委員の御質疑のとおりでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 年金18万円以下で徴収率98.57%というのは、逆に言えば高齢者の方の意識の高さというのうかがえるのですけれども、ちなみに普通徴収分の方は人数でいくと何名ぐらい。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま呉屋等委員の御質疑、まず説明させていただきたいのですが、年間18万円以上所得がある方につきましては、年金から天引きという基本のルールはございますが、この普通徴収の方々については、年間18万円以下の方もいらっしゃいますが、逆に所得が高い方、年金以外の所得があつて所得が高い方々も年金から引けない。年金が年額例えば100万円あるとして、介護保険料と後期の保険料合わせて年金の2分の1以上になると、天引きできないという制度になってございますので、所得が大きい方々も年金天引きと普通徴収の納付書をお送りして、それで例えば納めてもらうとかという、年金天引きではない方々も、所得の大きい方々もいらっしゃいます。

それを踏まえて、年金天引きの特徴だけの方もいらっしゃいますし、普通徴収、口座振替とか納付書等で納める方々もいらっしゃいます。両方の方々もいらっしゃいますので、対象者が何名というのは出していないのですが、保険料の全体の55%から58%が普通徴収、残りが特別徴収というような割合としてはそういう形になっています。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 よく分かりました。なぜかという、12ページの、これは歳出のほうですけれども、

そこのほうの1目の後期高齢者医療広域連合納付金のほうが令和元年度より増額になっていますので、これはたしか人数の増加によるものというふうな説明があったと思いますので、そのいろいろなものに関連しているのかなと思って。

では、この部分の人数の増加というのが何名というのわかりますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの呉屋等委員の御質疑の12ページ、後期高齢者医療広域連合の納付金を試算するに当たって、被保数の見込みですが、令和2年度につきましては8,654人で試算してございます。その前年が8,512人で試算しております。約140人の増を見込んでございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。栄田直樹委員。

○栄田直樹 委員 お願いします。10ページの1款1項1目の02長寿健康増進事業についての内容の取組とか、内容について御説明いただけますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらの事業に関しましては、印刷製本については健診ガイド製本など、あと委託料に関しましては人間ドックの委託料ということで、1,100人分を見込んでいます。この事業というのは、後期高齢者医療保険に加入する人間ドックの助成と受診券の発行事務ということが、この事業という形になっています。それで、令和2年度の間ドックの部分につきましては、これまでは1月末までを最終ということでしたけれども、がん検診を2月末まで延長したことによって、人間ドックの部分を2月末に1か月延長ということで、その金額となっております。

○山城康弘 委員長 栄田直樹委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。1か月延長して増額になっているという理解でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 予算書で探し切れなくて、確認をさせていただきたいと思います。後期高齢者のヘルスサポート事業というのは、国保のほうで予算化をされているのかというのがあれば、説明をお願いします。これに載っているのか、載っていないのかでもいいです。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波一男委員御質疑のヘルスサポート事業につきましては、後期高齢者医療広域連合から国民健康保険団体連合会、国保連に託している事業になってございまして、宜野湾市の独自事業ということではございませんので、連合会が国保連に委託している事業。主な内容は、研修事業等になってございます。例えば保健師向けの研修会とか、そういった形で宜野湾市の保健師がこの研修会に参加したと、そういった実績はございます。以上でございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 保健師さん関係の講習会とか研修会がメインであって、後期高齢者に対する直接的なものというのは、保健師さんを育成することによって、スキルアップすることによって還元されているというニュアンスというか、そういう見方でしか今ヘルスサポート事業というのはないということに理解したほうがいいですね。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波一男委員御質疑のヘルスサポート事業につきましては、こちら

で現在把握しているのは、先ほど答弁申し上げたとおり広域連合が国保連に委託をして、研修会等を実施していると。そのほかに議員御質疑の直接被保険者に対する何か事業があるのかどうかというのは、確認して後ほど資料等あれば、提供していきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 資料は、また6月議会でもお願いをしたいと思いますが、予算の中身の審議をしているので、今は内容まではいいかなと思います。

それと、先ほども言いましたが徴収事業、11ページ、もう一度確認をさせてもらいたいのですが、徴収事業の内容等をお聞きしたいと思います。どのように何名の方でやっているのかと、11ページ、1款2項1目の01、これについて御説明をもらいたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 御質疑の予算書の11ページ、説明欄01徴収事業につきましては、会計年度任用職員報酬につきましては1名分の報酬になってございます。その他印刷製本、通信運搬、手数料関係につきましては、徴収業務に係るもろもろの費用となっております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。1名で大丈夫だということで、そういう形をしているものだと思いますが、先ほどもありましたけれども、滞納の徴収もあるというふうに説明があり、滞納分の徴収率は69%を見えていますということで、この方々が対応しているという、こういう任用職員が対応するというところで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 先ほど説明申し上げたものにつきましては、現在の臨時職員が制度移行によって会計年度任用職員ということで、同じ1名でございます。そのほかにこの徴収関係の担当として、正職員と係長等を含めて複数名で対応する形です。現状と同様に対応していく予定でございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 最後にお聞きをしたいと思います。13ページの、これも毎回出てくるのですが、今回ちょっと多いのかと思ひまして、この3款1項1目の01保険料還付金事業というのがあります。これは毎回出ますよね。これは出るのですが、今回ちょっと大きいのかなというのが、前年度の実績も含めて見直ししたのかなと思いますが、この点御説明もらえますか。まず、前年度が何件あったのか、ここ最近の3年間で言うと大体7件から8件あるのか、それで今回少し多めにやるのか、その点をお聞きしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊波一男委員の御質疑で、去る議会でも御質疑があったと思うのですが、修正申告とかに応じて所得が変更したことによって、税の納め過ぎとかということが発生してきます。そういったものに対しての保険料の還付金事業ではございますが、実績等を見ながら予算の見積りをしていきますが、この辺については加入者の動向がどうなるかというのは、なかなか読めないところがあります。必ずこういう修正申告とかがあるのかどうかというのは分からないところがありますので、近年増えてきている傾向がございまして、予算については、それを勘案しながら計上させていただきます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 広域連合から市に委託している事業がもしあれば、幾つぐらいあるのか。市がもし実施していたら、幾つぐらいあるのかというのを伺いたいのですが。

(「休憩」という者あり)

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後4時19分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後4時21分)

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊佐文貴委員御質疑の広域連合から市町村への委託事業、今手元に資料がなくて、どういったメニューがあって、どういった市町村が活用しているかというのは、また後ほど資料提供させていただきたいと思います。宜野湾市につきましては、現在のところ受託事業はございません。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 実際広域連合が2月に市町村に対する委託事業を連絡はしていると思うのです。それを少し聞いたかったですけれども、それも含めてもし進捗状況が分かれば、資料としてお願いいたします。補正とかでも。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいま伊佐文貴委員の御質疑の年度途中のスタートも、いつまでにできればというのはあるかもしれませんが、途中でも一応可能ではあると。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。その計画を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 よろしいですか。玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 先ほど国保のときにも確認したのですが、会計年度任用職員、今回制度が導入されるのですが、それに伴って今まで確保していた職員数の変化とか、そういったものはございますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 後期高齢者医療の担当につきましても、現状同様の人数の確保、予算措置がされております。

○山城康弘 委員長 よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第12号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後4時24分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後4時30分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時30分)

福祉教育常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年3月5日（木）2日目

午前10時00分 開議

午後 3時25分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	呉屋 等

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（10名）

健康推進部次長	崎間 賢
こども企画課長	普天間 朝彦
介護長寿課長 長寿支援係長	志良堂 孝
介護長寿課 認定給付担当主査	我如古 由美
介護長寿課 保険料担当主査	寄川 久里子

福祉推進部次長	宮城 葉子
介護長寿課 認定給付係長	饒平名 文治
介護長寿課 事業管理係長	嘉手納 江利子
介護長寿課 長寿支援担当主査	島袋 文佳
こども企画課 こども企画担当主査	島袋 太樹

○請願紹介議員（1名）

議員	桃原 功
----	------

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

- 議案第 4 号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 11 号 令和 2 年度宜野湾市介護保険特別会計予算
- 請願第 7 号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願
- 議案第 23 号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

令和2年3月5日（木）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第4号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 議案第4号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、最初に次長のほうから説明をお願いします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 おはようございます。よろしくをお願いします。18ページの介護予防・生活支援サービス事業費の説明欄の01介護予防・生活支援サービス事業の先ほど現行が減るという見込みですか、説明があったと思うのですが、もう少し詳しい説明をもう一度お願いできますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 では、ただいまの伊佐文貴委員からの質疑にお答えいたします。訪問型サービス費、通所型サービス費の減の内容ということでございますが、主なものといたしまして訪問型サービス、現行そうしたサービスにつきまして、今まで週3回以上の利用回数、利用することができましたが、そのほうの回数の見直しというのをを行いまして、このほうが週1回から2回の利用になったというところがあります。まず、回数減。同様に通所型サービスにつきましても、週2回の利用となっていたところを、週1回の利用、回数の利用見直しを行ったという部分がございます。

また、それ以外にも、主な要因としては回数の減というのが大きな要因となっておりますが、これまでの流れをちょっと変えまして、新規で来られる方は、できるだけサービスCから導入して、それから始めまして、またどんどん元気になって地域に戻していく流れというのを、ケアマネさんと情報共有、認識を共有しまして、そういう流れをつくってきたということもありますし、また通いの場への案内、通いの場も今のところ19か所まで増えてきていますので、そういったところへの誘導等を行った結果かなと分析しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 とてもいい流れになっていると。では、現行相当サービスと基準緩和型の、そこは人数が減っているとかではないのですか。あくまでも回数が主な要因と。例えばサービスCとか、そこから先ほど言ったように一般介護予防事業に移っているのか、その動向、そういうのはどうなっ

いるのですか。ただ回数だけ減になっているのか。実際、この現行相当サービスに行っている人たちが、どういう形でサービスCに行っているのか。サービスCとは、またどんな感じで、何名ぐらいが元気になっているのか、その辺を知りたいというか、それをまた教えてもらえれば。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、訪問型、現行相当サービスの先ほどは回数の減ということが大きな要因と説明いたしましたが、実際利用する方の人数というのは、少しこういったサービスC、通いの場への案内ということを行っているものですから、減少している傾向にはございます。

あと、サービスCを卒業してまた地域に戻るといいますか、その部分については、今追跡調査、確認作業を行っているところで、まだ何名が元気になってまた地域に戻ったというところの具体的な数字までは、すみません。お答えできない状況にございます。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 基準型サービスCは、3か月から最大6か月と。そこから自宅に戻って、現行相当サービスに戻る方もいれば、また悪化して、そういう可能性もあるわけですよ、恐らく。であれば、先ほど次長が言ったみたいに、このサービスCからどのようになっているか追っていくのが、一番大事なことだと思うのです。特に一般介護予防事業から通いの場に行ったその人数を把握できないと、どこでどうなっているのかが全く把握できていない状況だと思うのです。これはサービスCからの、要は元気になった人たちの行き先を、通いの場であったり、今19か所になっているということで、それはいいことだと思うのですけれども、そこへちゃんと行っているのかという確認はやはり必要だと思いますので、ぜひその辺はまたよろしく願いいたします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいま伊佐文貴委員からありましたとおり、やはりサービスCを卒業した方の状況というのは、ちゃんと確認しなければならないということで原課の課題として捉えていますので、その部分についてはまた包括支援センター等と連携しながら、追跡的な体制づくりを進めてまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 それと、その下の01介護予防ケアマネジメント事業、この減の理由を教えてください。同じ18ページ。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊佐文貴委員のただいまの御質問ですが、さきの訪問型サービス費、通所型サービス等のこういったもの、ケアプランについて、点数に応じてケアマネジメント費というのが出てくるのですが、先ほどの通所型、訪問型等件数が減ってくると、このケアプランサービスについても同様に、減が生じるという形になってきます。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 ケアマネジャー、この人数が減っているとかではなくて、ケアマネジャーは足りているという認識で理解してよろしいですか。要は生活支援サービス事業が減ったから、ここも同じように減になっているという認識ですか。別にケアマネジャーは、その人数は足りているという認識ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの伊佐文貴委員の御質問ですが、例えば極端な言い方をしますと、ケアマネジャーが少なくて処理ができなくて件数が減ったとかではなくて、このサービス利用者の減等に

よるものというふうに理解していただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。では、地域包括支援センター4か所のケアマネの状況は、今どのような感じになっているのか、もう一度御説明をお願いいたします。足りているのか、足りていないのか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 お答えいたします。まず、地域包括支援センターが市内4か所ございまして、そこに基本5名の職員がいる形になっております。この5名の職員それぞれがケアプランを立てることができる状況になりますので、今4か所の5名ですから、20名の方がケアプラン作成に携わっている状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 今の人数で実際問題はないという認識ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 確かに件数的にこなすのは厳しい部分等も出てくるわけですが、その部分については、また包括以外の居宅事業者に委託している部分もあります。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 委託をしてそれを賄っている状況だということ。しかし、私の聞いたところでは、全然現場は足りないよという声もありますので、ぜひそこにももう少し力を入れていただきたいと思いますので、ぜひその辺またよろしくをお願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 どうぞ、ほかに。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。昨年12月に第3号の補正が出て、また年度の最終、今補正が出ていますけれども、これが最終だということは分かっているのです。予算に関連して、認定率はどこまで上がっていますか。いろいろと介護の認定を申し込みされた方々の認定率。大体2,800、2,700、毎年そのぐらいかなというふうに思っていますけれども、宜野湾市は15%ぐらいが大体あって、説明受けたこともあります。今認定率はどのような状況を見ているのか。その辺まずはお聞きしてから、質疑に入りたいと思います。

○山城康弘 委員長 介護長寿課認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 認定率について説明したいと思います。概要の7-2をよろしく申し上げます。

(「これは何年の認定率になりますか」という者あり)

○介護長寿課認定給付係長 過去5年間、今概要のほうに載せてはいるのですが、平成30年度、昨年度末で15.5%です。現在、急激に増加しているわけでもなく、横ばいで今推移しているところです。来月あたりでまた平成31年度、令和元年度の認定率を確定したいと思います。今のところ横ばいで推移しています。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 予算書にちょっと見えないのですが、今回は減額に対する予算の審査という形の質疑をさせていただきますけれども、この予算の中で出てこないのは、これだけ審査をやれば、出ていったものに対する義務的経費の支払いが発生していますということは分かります。介護というのは国保と違って、介護に陥らないような取組というのは、今後は当たり前にも要望しておりますけれども、そういう流れの中でフレイルというものの取組というのは、この中にはないのですけれど

ども、今後は目に見える形でやっているのか。

よく介護に陥る前の虚弱な方々をしっかりとサポートしていこうというのがあります。それに対する取り組み方というのを、この予算には、ちょっと申し訳ないです、委員長、すみません。関連して質疑させてもらいますけれども、これが逆に言えば介護予防・日常生活支援総合事業の中でやるのか、どこでやるのかが分からないものですから。なぜかという、これは今後大変注目を浴びる予防になってくるのではないかと思います。その点お願い、内容等どういう形でやっているのかもお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの伊波委員の御質疑にお答えいたします。まず、フレイル、虚弱とかという部分の対策、対応につきましては、現行で言うとどの部分に当たるかということですが、介護予防のほうで、こういった身体機能が少しずつ落ちてこられている方というのをそこで拾って、今予防教室等で対応しているような状況ということになってございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 先ほど、なぜ認定率を先に聞いたかといいますと、やっぱりこういう虚弱な方々をそのまま触らないでいくと、一気に増えていくのではないかと。それによって、また介護の利用料、介護の給付金額が大きくなっていくのかなというのがあるのですが、まずは、新年度予算でもまたやりますけれども、この介護予防の取組というのが大変重要な議題になっているわけです。これはマンパワーも必要だし、予算も必要というのがあるので、これは介護予防の中のどのぐらいの予算を持っているのと、見えないものだから、これをどのぐらいかなと。大体市では2,000万円持っていますとか、こういう事業をしていますとか、これについて説明できませんか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑について説明いたします。まず、フレイル対策等について具体的な取組としまして、認知症加配ですとか、地域ケア会議等で地域のそういった機能低下している方々等を拾い上げて、そこに専門職等が加わって対応を検討しているというようなやり方が現状であるのですが、委員おっしゃるとおり、昨日の後期の部分で出てきた保健事業と介護予防の一体的な取組という中で、今後はこの部分について取り組んでいかないといけないというふうに考えております。また、その取組につきましては、事業規模も大きくなる形になるので、まずは今健康推進部内、介護、国保、後期高齢、また健康増進課について、この内容について協議等を行っているところですが、具体的な体制ですとか内容について、今話をしているところでございますので、まだ新年度、令和2年度についての具体的に予算計上でできていない状況であるのですが、ぜひ遅くとも令和3年度に向けては、そういったちゃんとした体制を整えて事業ができるような形で、今検討している状況でございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 この件については、また新年度予算の中で触れていきたいかなと。体制がはっきり言って必要だということは、認識しているものだというふうに理解しておきたいと思います。

予算の審議なので、今皆様から上程されている議案の予算の中で、先ほどもあったと思いますけれども、この3款1項1目の18ページ、結局伊佐文貴委員からもありましたけれども、これを厳格に見直したらこうなったということなの、それとも無理やり見直したの、これはどういう意味なの。だって、これをやるのだったら、当初からできたのではないのか。なぜかという、本人、利用したい方はたくさん利用したいわけ。また、親、家族も利用させたいわけ。自宅でもるより、また見守りも

できないから、またいろいろながあるので、訪問型、さらには通所型、そういうのをさっき説明はお伺いしましたけれども、それはしっかりとしたルールにのっとったらこうなったということ。それとも無理やりやった。予算上大変だから無理やりやったの。

これは市民から見ると、なぜ今頃こうなって、どこから見直しに入ったの。その数字が表れたのが最終予算でしょうというふうに今思っているわけ。その点少し説明してもらわないと、多分多くの議員が地域を回ったとき、また地域のおじいちゃん、おばあちゃんから、利用回数が減っているとか、また家族からもっと利用できませんとか出てくるものではないかと思うので、その点はもう一度確認というか、説明をもらいたいと思います。

○山城康弘 委員長 介護長寿課長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 ただいまの御質疑なのですけれども、基本的にはルールに沿って今の形にしたということです。逆に言うと、今までは割とケアプランを立てやすいような感じで、柔軟に対応していた部分があるのですけれども、ケアマネジメントのプランを見ていて、アセスメントが弱い、できていないという部分もあるなというところがありましたので、今回原則の形に戻していこうということで、ルールに合わせたという感じです。ちなみに、ほかの保険者さんも、今同じような状況です。ほかの保険者も足並みがそろったというような形で理解いただければと思います。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 このルールによって見直しをして、最終補正でこの金額が出てきたということは理解しますが、いつごろからこのルールの見直しが始まったの。予算書出すときには、これはなかったということでしょう。走りながらということでしょう。ということは、大体いつごろからそういうふうにしたのか。逆に言えば、10月ぐらいからやったとか、しっかり適正なルールを明確にしてやったということを確認しないと、これはこの3か月間の問題ではないというふうに見ているので、最終的な数字の整理に入っている議案なので、その点を確認させてください。

○山城康弘 委員長 介護長寿課長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 この見直しに関しましては、平成30年度から検討しておりまして、平成31年4月にケアマネの皆さん及び事業所の皆さんをお呼びして説明会を開催しまして、宜野湾市の現状はこうなっておりますと説明をして、ルールのほうに、国から示されているガイドラインがあるので、ガイドラインに沿った運営にしていきたいということで御説明申し上げた次第です。

ただ、急に変わると、また混乱も生じますので、この1年間をかけてしっかりケアプランの見直しをしていただきたいと。どうしてもサービスが週に2回必要な方に関しては、本当に総合事業の対象者なのかどうかというところをしっかりとアセスメントしてくださいと。その場合にどうしても2回が必要ということで判断しているのであれば、介護認定の申請をしていただいて、第三者の方から、また医師意見書ということで医師の見解等も聞いて、しっかり支援にというふうな形が出れば、週に2回通っていただいて、また介護予防に取り組んでいただくという流れにしたところなんです。この辺を踏まえて、事業者さんにもケアマネさんにも御説明さしあげた次第です。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大変重要なことで整理されたのかなというふうに思います。こちらに来たらこれはできるのに、ほかの市に引っ越した場合、対応できないとか、おかしいルール決めであったのであれば余計問題だと思いたいますが。

あと、次の確認させてください。補正の中の一般会計からの繰入金があります。10ページ、9款1項の部類なのですが、これは基本的には市の負担金ですということで説明を受けたと思うのですが、

この中で事務費繰入金とかが減りましたよね。これは人的削減があったということで理解していいですか。これはなぜ減額になっているのかということ、もう一度お聞きをしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑ですが、10ページ、繰入金の2目の2節事務費繰入金の部分の御説明をさせていただきたいと思います。この事務費繰入金339万6,000円の減につきましては、まず内容としましてシステム改修の契約執行残と、認定審査会等に係る執行見込み残を減にしたわけですが、このシステム改修の執行残等で減額した部分の金額が181万9,800円というふうな…。以上でございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 理解しました。そういった減があったという説明だということで理解しておきたいと思います。特にこの介護保険の特別会計予算総額の約95%が2款、3款で占められているということで聞いております。特にこの3款の地域支援事業というのは、保険給付費は利用した者に対して出すのですけれども、地域支援事業は頑張る予防策が入っているというふうになっておりますので、これについてはこちらもやっぱり要望、また皆さんの働きぐあいをチェックしていきたいというふうに思います。私からは以上です。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 予算書14ページ、介護認定審査会費なのですけれども、この1目の介護認定審査会事業が100万円減額されているのですけれども、こちらは当初見込みよりも認定者数というのがさっき横ばいと言っていたのですけれども、結構低くなったという理解でいいですか。ここが低く予算が補正されていると。

○山城康弘 委員長 介護長寿課認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 この介護認定審査会事業に関してなのですけれども、審査会の回数が減ったというのが大きな要因なのです。新規申請者数等は横ばいというより、若干増えてきてはいるのですが、認定有効期間の影響が大きく出ております。平成29年から24か月を推奨してきた経緯もあり、あと平成30年度には36か月分、今まで出ていなかったのですけれども、36か月も状態安定している方に関してなのですけれども、その方々の影響が出ています。ただ、当初予算でそこを減にするのが読めなくて、24か月、36か月の間に状態悪化が生じた場合には、もちろん区分変更申請というのが出てきます。ただ、今のところは24か月、36か月の認定有効期間が安定していると。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 ありがとうございます。

次、19ページ、3款2項7目の認知症施策推進事業費で163万円の減なのですけれども、これはほとんどが一般臨時職員の賃金なのです。これはほぼ1年間採用できなかったという話ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 玉城健一郎委員の御質疑にお答えいたします。未配置期間について、年度当初から9月までは配置できていたのですが、9月に臨時職員が退職されて、それ以降配置できなかった部分というふうになってございます。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 お忙しい部署で、いなくて結構仕事大変だと思うのですけれども、分かりました。ちなみに、いわゆる認知症の推進事業の一般臨時職員、こういった方たちというのは何か資格とか、そういったものが必要な職種なのですか。それとも18歳とか20歳以上とかだったら、誰でも応募

できるような職種なのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 御質疑にお答えいたします。このポジションにつきましては、有資格者ということで、保健師あるいは看護師ということで配置するポジションとなっております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第4号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

議案第11号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計予算

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第11号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、最初に次長のほうから説明をお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 44ページの保健福祉事業費の見守り自動販売機委託事業、新しい事業です。ちょっと確認だけお願いしたいのですけれども、この販売機にセンサーのようなものをつけてという話は聞いたのですけれども、改めてこの対象者、認知症に対する人は何名ぐらいいるのかお聞かせ願います。

○山城康弘 委員長 介護長寿課長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 今、実際に認知症の道迷いのおそれのある方に関しては、見守りおかえり支援ネットワーク事業というのがございまして、そこに事前に登録されている方が約40名いらっしゃいます。ですので、今回の新しい事業に関しては、この登録されている方々が対象になってくるのかなというところでは想定しているところです。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。この自動販売機は何台でしたか、確認だけお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 このほうでは3年間をかけまして、400台程度に自動販売機のほうへ送受信機を設置していきたいと考えております。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 では、今年は何台を目標にしているのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 令和2年度につきましては、100台程度を予定してございます。

○伊佐文貴 委員 以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これは大変注目を今から浴びてくるかと思えますけれども、この見守りの自動販売機を導入する背景は何があったのか。結局徘徊した方々が大変危険な状況になったのか、これを導入している先進地があるのかどうか。多分いろいろな情報を確認して、これを導入しようということになったと私は思うのです。

なぜこれを聞くかといったら、今宜野湾市には国が設置した防犯カメラがあります。これは、活用しようと思ったら、市長の権限でできるわけですね。見ることができるわけですから。今言うように見守りの仕組み、こっちを通った場合にどういった流れになるのか。皆様のところに何かブザーが鳴るのか、ただ見守りだから、録画をするだけなのか、分からないものですから。ただいま、さきに言った導入する背景、それとこの既存の自販機各メーカーにお願いしてやるのか分かりませんが、そういう流れ、これがどうやったらこういうふうに見えてくるかというのを聞いておけば、またいろいろな方々からの問合せにも丁寧に対応できるのかなと思いますから、まずはこの背景をお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 介護長寿課長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 まず、背景について御説明さしあげますが、先ほど来お話出ております介護認定をする際に、認知機能が低下しているかどうかという指標の一つがあるのですけれども、この指標が2 A以上の方に関しては、認知機能低下のおそれがあるまたは認知症の診断がついてくるというふうに判断する指標になるのですけれども、この2 A以上のチェックがついている方の割合が、宜野湾市は県平均と比べると高い傾向がずっと続いているということで、若い市ではあるのですけれども、介護認定を受けている方に関しては、認知機能が低下されている方の割合が多いというのは、以前から指摘されているところです。そのために、先ほど申し上げましたおかえり支援ネットワーク事業というものが平成28年度に立ち上がって、今、先ほど申し上げた40名ぐらいの方が登録されております。

捜索に関しては、協力団体、もちろん包括、行政、社協、宜野湾警察署、一緒にやっていますけれども、それだけで探すのは難しいですので、協力団体として約50団体の団体が登録して協力していただいている次第です。ただ、現在のシステムだとアナログといいますか、道迷いの方が出ましたというところで情報が警察または行政に入った場合に、どこに捜しに行っていくかが分からないのです。なので、認知症の方は、本人さんは目的があって出かけているというふうに言われてはいるのですけれども、探すほうとしては、いなくなって東から探すのか、西から探すのかというところの一つ問題があると。道迷い等に関しては、48時間以内に見つけ出さないと、命の危険の可能性がかなり高まってくるということでありまして、やはり迅速に捜索ができること、かつ効率的に探す必要があるという背景がございまして、今回ITを使ったものが何かできないかというところの背景がまずございました。

あとは、また自動販売機の活用という点に関しましては、皆さん御存じのとおり、自動販売機って目立つところがないと買わないかと思うのですけれども、大体交差点の近くにあたりとか、お店の

近くにあったりということで、網羅されている範囲が均等というところがあって、そういったところをうまく活用できないかというところの案がありまして、そこから実際どういうふうに今回認知症に関する見守りのシステムとして活用できるかというところを、平成30年度あたりから検討を続けてきたということになっております。

実際の捜索に関しては、今少しシステムのなところの最終調整をしておりますが、かなりざっくり言いますと、認知症の方が今あるモデルとしては、500円ぐらいのタブを持っていただいて、その方が自動販売機に設置している受信機の近くを通ると反応する。音とかは鳴りません。もちろん自動販売機に入っているのです。その通った情報は、今ラインを活用している方が多いということで、ラインを少し活用させているのですけれども、ラインのほうに通知が来て、地図のアプリが開くという形になります。

ですので、Aさんがお持ちしているものが、例えば役所の前の自動販売機を通りましたと。すると、そのデータが飛んでラインのアプリのほうに、宜野湾市の役所の自動販売機を置かれているところがあるということで、まずそこにすぐぱっと警察なり近くにいる人なり、また先ほど申しあげました協力事業者の方々が一緒にぱっと行っていただけるというところで、効率的というところと、迅速に捜索ができるというところのメリットがあるのかなというところで、今回この事業化が進んだというところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今、事前登録が約40名というお話もありました。これは本人、家族の希望があれば登録できるのか、それとも審査みたいなものを通してやるのか。こういうような見守り自動販売機を活用したシステムが派生できると、希望者も出てくるのではないかと思いますのですけれども、それに対してはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 介護長寿課長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 先ほど御説明しました現行の見守りおかえり支援システムに関しては、申請等がありました。特に聞き取りという形で、審査という形ではありませんので、申請があった場合には聞き取り等を行って、必要書類、そういったものを提出していただくという形になっております。今回、新しいシステムとなった場合というところではありますが、先ほど申しあげましたとおり、事前に登録されている方が対象になってくるのかなというところではあるのですけれども、必ずしも全員実際道迷いしているかというところ、頻度的なところもあつたりするものですから、あとまた新規の方をどうするかというところがありますので、この辺は関係者で最終的なところを詰めて検討している段階でございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これに対して登録する方は、負担金とかはあるのでしょうか。その確認をしておきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、負担金等ということで、御本人さんにタグを持たせたりという部分が…。
(「利用料」という者あり)

○健康推進部次長 出てくるのですが、この部分についても負担金を利用料的なものを徴収するのか、あるいはそのまま無料でやるのかというのを含めて、関係者で今検討しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 大きな負担にならないように、できたら無料が、とにかくこの方が事故に遭って

入院とかされたら、余計また違う医療費が発生しますから。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 ちょっと追加で確認したいのですけれども、今年100台を予定していると言っていたのですが、地域は決まっているのですか。全域に、それとも一部地域からやっていくのかだけ確認をお願いします。

○山城康弘 委員長 介護長寿課長寿支援係長。

○介護長寿課長寿支援係長 今、実は今年度予算をかけないという悪いのですけれども、今普天間地区をモデルに実証実験を進めています。その結果を踏まえて検討する形にはなっていくかと思うのですが、基本的には全域という形になります。ただ、普天間の実証実験の結果を見て、有効な場所であったり、その辺も踏まえてになるかと思いますが、基本的には市内全域という形でスタートする予定で最終検討段階というところになっております。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。まずは、普天間地区からということであります。地域に差があると、またいろいろ意見も出てくると思いますので、全域と聞いて安心しました。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 すみません。12ページをお願いいたします。12ページと、あと46ページが関連するのですが、まず9款繰入金の2目その他一般会計繰入金、本年度が1億4,159万9,000円で、前年度に比べると260万円上がっていますが、ルール分ということだと思うのですが、この264万円上がった理由についてまずお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。12ページの2目のその他一般会計繰入金264万円の増の理由から申し上げますと、まず1節職員給与費等繰入金の部分で見ますと、職員の人件費に当たるわけですが、この部分が310万円ほど前年度と比較して増加しております。その下の2節事務費繰入金につきましては、逆に40万円余りの減というふうになってございます。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 あと46ページの6款の基金積立金、本年度は6,500万円余りを基金のほうに積立てをされるということです。先ほどのものは、この中で説明のところを見ますと、介護給付費準備基金積立金の約6,500万円のほうの内訳で、介護保険料、国庫補助金、一般会計繰入金、現年度分5,484万円、この一般会計から繰り入れしたものを、今度は介護給付の準備基金に積立てをするというふうな意味なのか。さっきの一般会計からの繰入金では、人件費に充てる分が増える感じですね。要は人件費として一般会計から繰入れをした繰入金を、再びまた介護給付費の基金のほうに積立てをするというこの流れがよく分からない。要は人件費で大分消えてしまう分のお金だと思っているのですけれども、それがこの基金に積立てができるようになる。それを御説明いただけますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 失礼しました。この46ページ、基金積立金の内訳としまして、保険者機能強化推進交付金1,100万円のほかの一般会計繰入金5,484万円の部分につきましては、一般分につきましては12ページで言いますと、5目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、各事業に充当した余剰金を積み立てる形で余剰金が5,484万円。一般会計繰入金と表示されていますのは、低所得者保険料軽減繰入金の余剰金というふうになってございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 分かりました。ということは、12ページの2目ではなくて、一般会計繰入金と書いてあるから2目かと思ったら、そうではなくて5目ですね。

ちなみに、令和元年度の基金の残高は幾らあるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 介護給付費準備基金の残高ということで、令和元年度末見込みで言いますと、5億6,810万9,309円というふうになっております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 それだけあって、今回約6,500万円の積立てをなさるといことですね。基金としては毎年積み立ててきて、取崩しもやっていますけれども、一般会計からの繰入れというのは、ルール分とは言われてありましたけれども、もう少し一般会計からの繰入れを減らす方法とかいうのは、この基金があるのであれば、少しこの辺で調整をできないのかなということを考えていまして、では当初でこの基金の取崩しの予定がありますか。また取崩しであれば、その予算書の中でどの歳出に基金を取り崩すのか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 失礼しました。まず、準備基金からの取り崩した部分につきまして、予算書13ページを御覧いただきたいと思ひます。これが基金からの繰入金ということで予算計上している部分でございまして、6,105万円を基金から繰り入れる形、取り崩して令和2年度の特別会計へ繰り入れているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 それは分かります。要は歳出のところ、その基金を取り崩した分でどの事業に充てるのかというところを、すみません、御説明いただきたい。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 この準備基金繰入金6,105万円の充当先ということですが、まず先ほど来御質疑がありました保健福祉事業費、見守り自動販売機がございませぬ。その部分にその事業全額656万5,000円を充ててございます。また、そのほかには歳出の3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に448万5,000円、400万円余りで、あとまた歳出の総務費のほうに約5,000万円を充てる形を取らせていただいております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 次長、すみません。資料で当初の取り崩した金額、今説明いただいたのですが、歳出のどの事業に幾ら基金を活用したというところの資料を頂きたいのですが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 では、この6,105万円の充当先内訳みたいな資料ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○健康推進部次長 作成して提出してまいりたいと思ひます。

○山城康弘 委員長 どうぞ。栄田直樹委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。23ページの2款1項2目のほう、施設介護サービス給付費について1,677万1,000円が減になっているのですが、その理由についてお聞かせ願ひしますか。

○山城康弘 委員長 介護長寿課認定給付係長。

○**介護長寿課認定給付係長** 施設介護サービス事業の減についての説明なのですが、給付実績自体は右肩上がりで上がってはいるのですが、令和元年度当初予算のほうの見積りのほうが今回ちょっと多くて、それで見え方としては減にはなっています。ただ、実績としては伸びています。

(「利用者が伸びている」という者あり)

○**介護長寿課認定給付係長** そうです。

○**山城康弘 委員長** 栄田直樹委員。

○**栄田直樹 委員** この介護サービスを受けられる方は、認定された方が受けられると認識しているのですが、この認定を受けるまでのサービスの流れというのですか、認定を受けられるまでの流れについて説明してもらえますか。

○**山城康弘 委員長** 介護長寿課認定給付係長。

○**介護長寿課認定給付係長** 認定の流れなのですが、新規認定に関しては介護長寿課のほうで介護認定申請を申し込みます。その後に認定調査員の方々も行きましていろいろ調査するのですが、それと併せて主治医意見書も取り寄せて、その2つの情報で第一次判定が結果として出ます。次に、第二次判定が介護認定審査会というのが、医者や保健福祉関係、専門職で構成される認定審査会のメンバーで二次判定が行われて、最終的な介護認定が決定されるのですが、その度合いによって在宅サービスなのか、施設サービスなのかというのは、ケアマネジャーと相談しながら介護サービスを選択していくという流れになります。以上です。

○**山城康弘 委員長** 栄田直樹委員。

○**栄田直樹 委員** 御説明ありがとうございます。保健、また医療、福祉が関係して認定を決めていくということであるのですが、先ほどもあったと思うのですが、認定を受けた場合に、認定期間というのを少し説明いただいてもいいですか。

○**山城康弘 委員長** 介護長寿課認定給付係長。

○**介護長寿課認定給付係長** 認定期間なのですが、原則3か月から、最長で36か月間、個人の状態によって期間が定められております。

○**山城康弘 委員長** 栄田直樹委員。

○**栄田直樹 委員** 3か月から36か月で個人に合った認定が下りているということなのですが、例えばこの36か月認定が下りました。その間に少し元気になってきたということで、そういった部分があればC型へ移行するという形になるのですか。36か月とか認定が下りている期間があるのですけれども、その間で途中からそこに移行する場合もあるのですか。要は介護施設にいたるのですが、その間に元気になって、少しそこから出ていく場合もあるのか、その辺について。

○**山城康弘 委員長** 介護長寿課認定給付係長。

○**介護長寿課認定給付係長** 36か月認定有効期間あるわけですが、状態悪化と、また逆に改善された場合は、もちろん自己負担とかの兼ね合いもあるわけですが、区分変更申請になるかと思いません。区分変更申請で新たな介護認定が付与されて、この新たな介護認定によって、またサービスが変わってきますので、支援1、支援2、かなり改善されたとなれば、総合事業なり介護予防のサービスが受けられるということですよ。

○**山城康弘 委員長** 栄田直樹委員。

○**栄田直樹 委員** この認定途中で例えば元気になってきました。ほかに移行しますというのは、これはケアマネジャーさんとか会議なんかを開いて決定していくのですか。それとも本人ともいろいろお話をしながらとかという部分なのか、その辺の流れについてお伺いします。

○山城康弘 委員長 介護長寿課認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 区分変更申請に関しては、今現在利用されているサービスの内容と、あとサービス事業所とかの連携も必要ですので、利用者御家族と、あとケアマネジャーと情報共有は必要になってきます。

○山城康弘 委員長 柴田直樹委員。

○柴田直樹 委員 その件に対して本人の意思も聞きながら、やっぱり医者の判断、ケアマネジャーさんの判断も大事なことだと思うのですが、その辺しっかり調べた上で決定し、その移行を決めていってほしいと思いますので、今でもやっているとあるとは思いますが、例えばそういったまだまだ支援が必要だけれども、元気になっているとみなされて訪問が出た場合に、本人は少し苦しい思いをしているとか、そういった面が出てくる可能性もあるかと思われまますので、これはまたしっかり専門職を踏まえてその辺は審査していきながら、切れ目ない支援をしていってほしいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前11時44分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前11時44分）

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 3点ぐらい質疑なのですが、今年度が第7期の最終年度ということで、先ほど基金の話もあったのですが、実はこの第7期の間での基金の繰入れと基金の取崩し額の推移というのが分かるなら、資料として1点お願いします。

もう一点、資料ではないのですが、今回保険給付費、平成29年度につくった計画からしてみると、大分給付自体は全体的に下がっている。予測よりは下がっていると思うのですが、これについてどのようにお考えなのかというのが1点。

もう一点は、3点目は、この予算書の中で探し切れなかったのですが、第8期の計画というのは、今年度中につくる予定なのかということ、この3点お願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、1点目の資料の部分につきましては、準備基金の取崩し、積立ての何年分かの推移という形で資料作成して提出していきたいと思えます。

次の現行の第7期分の給付費の見込額が実際7期、2年度目まで来てどういう状況かということの御質疑等ですが、まず7期で給付費を見込む場合、例えば7期の作成が平成29年度で作成するに当たって、総合事業自体が平成28年3月から始まったということもありまして、これまでの実績等のデータが少なかったものから、結果として7期の給付見込みについては、ちょっと多めに見積もったような結果となっております。現状としては、7期計画の見込みよりは低くなっているような状況でございます。

続いて、8期計画の部分につきましては、予算書で言いますと22ページのほうで令和2年度を上げておりますが、令和元年度につきましても計画策定委員会事業として既に実施しております。令和元年度の8期に係る事業内容としましては、主にアンケート調査の実施とその集計、分析というふうな形になってございます。以上です。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 この計画、冊子になるのは今年度ではなくて、次年度になりますか。次年度ではなくて、令和2年度ではなくて、令和3年度にこうやって冊子になってくるということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、第8期計画が始まるのが令和3年度となりますので、その前までにはまとめて冊子にするというような形になっております。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 どういう内容かはまだ分からないのですけれども、実際今から分析もされるし、数値とかも変わってくると思うのですけれども、今も聞いていいのか分からないのですけれども、答えられる範囲でいいと思うのですが、今回基金を5億円ということでかなり基金を、実際使っていない状況の中で積立てもできていて。4年前、平成29年度ぐらいの議論と全く実際違う状況になっていて、それは皆さんの頑張りが、いろんな部分で抑制ができたということが要因でもあると思うのですけれども、値上げと。次年度は、保険料はどのように考えているのかということ。今の部分で答えられるかどうかは分からないのですけれども、保険料はどのように考えているのかということと。

もう一つ、保険料を考える上で2025年問題、後期高齢者、団塊の世代が一気に75歳になっていく中で、多分保険給付自体も上がっていく予測になっていくのですが、そういった考えの中で、今の保険料というのがどのように変わっていくのかというのを、厳しいですか。答えられなかったら答えられないで結構です。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、2025年問題を見据えてという形で言いますと、保険料の水準が、国の推測として8,000円余りになるぐらいの水準になるだろうというふうな見込みがございます。実際、宜野湾市がどれぐらいになるかということになってくると、これから8期の期間中についてはどれぐらいの保険給付の量を見込むのかということで、これから作業に入ってくるので、具体的にこれぐらいになりそうとかというのは、現在出てこないことですので、難しい状況です。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 分かりました。ありがとうございます。これから計画をつくると思うのですけれども、しっかり市民のための計画をつくっていただければ幸いですので、よろしく願います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。3款1項1目、35ページ、この点について確認の質疑をしたいと思います。この中の01の中に、これを見ますと1目のほうで1,859万8,000円減になっている。その説明をもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、減の主な要因ということでございますが、冒頭説明でも少し触れましたが、現行相当の訪問型サービス、また通所型サービスについて、利用者自体も少し減っている状況がございますが、先ほど補正の部分でも説明いたしました利用回数と見直し等により、訪問型、通所型サービスの費用が減る見込みということで計上してございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

2目介護予防ケアマネジメント事業費というのは、重要なと思うのだけれども、前回は減になって補正、今回も前年度の金額をそのまま、補正第4号の金額をそのまま持ってきているのかなと、実

績なのかなと思うのですが、この介護予防ケアマネジメント事業というのは大変重要だと思うのだけれども、これはしっかり予算をつけたりして、あるいはまた中身を濃くするというのはできないのですか。前回の補正では減になっています。これは実績主義なのかということの確認しながら。補正なので、第2回、第3回、第4回、もしくは第5回でまたあるかどうか、第4回まであるかどうか分かりませんが、スタート時点は昨年の令和元年度末の実績予算でスタートしていくというルールがあるかどうか、その点またどういったことなのかと。やっぱり介護予防ケアマネジメント費委託料とか、しっかり手当てをしてあげないといけないのではないかなと思うのですが。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 この介護予防ケアマネジメント事業費については、先ほど補正でも説明さしあげたとおりの同じような内容となってくるのですが、やはり先ほどの介護予防・生活支援サービス事業費の部分での通所型、訪問型の減に伴ってケアマネジメント事業費、これは単純にケアプランを1件つくって幾らというような形の支払いになりますので、またケアプランの内容をより充実させるための仕組みにつきましては、別の部分でまたケアマネジャーさんであったり、包括さんと情報共有しながら、よりよいケアプランづくりという方向で努めてまいりたいと考えております。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。内容が勝負だと思いますから、またしっかり協議をしてつくっていただきたいと思うし、また予算ばかり削っていくというのは、相手方があることですから、これもいかなものかなと。やる気が出るように、しっかり手当ては大事でしょうと思うので、1件幾らというやつをしっかりルールがあるはずですけども、この一つ一つケアマネジャーさんの方々と協議していかなければいけないかなと。

あと、次に、最後にしたいと思います。この任意事業がありますね。39ページです。今回大幅に予算を増やしているというのは、多分走りながら現場のほうの要望も応えながら、実績も見ながらやっているのだと思いますけれども、この約239万円が一気に大きくなっているのは、まず何が一番の要因なのか。いろいろなものがあると思いますけれども、その点どういったものが大幅に増えているのだらうと、聞きたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 主な要因的なものとしましては、このほうにも、今までの臨時職員あるいは嘱託員等が会計年度任用職員制度に移行しますので、そのため期末手当等の、今回新たに、今までなかった部分というのが加算されてきますので、主にその部分の増が要因ということでございます。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 理解しました。多くのことが大体分かってきまして、説明ありがとうございました。以上です。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 すみません。最後になるのですが、今度会計年度任用職員が運用されるに当たって、各特会全部聞いているのですが、職員、今まで非正規であったり、契約されている職員、必要な人数というのは、今の特会では確保できていますか。人数ではなく予算上、人の確保は置いておいて、必要な人数分の予算は確保できていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、令和2年度の会計年度任用職員の総数と令和元年度嘱託職員、あと臨時職員合わせた人数の変動はございません。そのまま確保できているという状況でございます。

○玉城健一郎 委員 分かりました。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。

(委員長交代あり)

○屋良千枝美 副委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 1点だけ確認させてください。予算書の37ページ、一般介護予防事業費、今回200万円の増額で皆さん予算計上されていますけれども、この200万円の増額というのは、会計年度任用職員制度の導入によっての人件費の上積みなのか、それとも委託料等でいろいろな皆さん計画があると思うのですけれども、その影響というのは、200万円の増額についての説明と。そして、委託料1,000万円のどのような計画されているのか、この2点お願いいたします。

○屋良千枝美 副委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、200万円増の内訳につきましては、おっしゃるとおり会計年度任用職員の制度移行に伴って増えた部分以外に委託料の部分で見えますと、委託料としまして高齢者生活改善支援事業として、教室を新たな種類のを1つつくる予定をさせていただきます。そのために委託料が増える形です。高齢者生活改善支援事業ということです。

○屋良千枝美 副委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 委託料の内訳、今までの既存事業と新しい事業のその資料、皆さんが分かりやすい、理解できる資料をお願いいたします。

そして、介護予防というのは大事な事業だと思います。皆さん、元気な人たちを維持していく介護予防事業をしっかりやってもらいたいのですけれども、先ほど通いの場19か所整備しているということだったので、令和2年度の整備の計画というのはどのようになっていますか。通いの場に対して皆さんの計画があれば、増やすのであれば、幾つか増やすという計画があるのか、その辺の状況をお願いいたします。

○屋良千枝美 副委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まず、第7期計画のほうでも通いの場の目標数値等を掲げております。ちなみに、令和2年度につきましてはトータルで15か所という目標でございます、この部分は既にクリアしていますので、今後はさらに100歳体操等のサークル、効果というのがありますので、次年度に向けては、またさらに増やしていく方向で考えているところでございます。今、具体的に何か所という箇所数、数字的なものは、3月末までに次年度の計画として詰めていきたいというふうに考えております。

○屋良千枝美 副委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この通いの場は、理想的に言えば23行政区、市全域に網羅したほうが私はいいと思います。資料としても一つ、通いの場の今の現在の状況、どこにどういった通いの場のコミュニティーがあるのか、この資料も先ほどの資料と併せてお願いして質疑を終わります。

○屋良千枝美 副委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 では、通いの場の資料について提出していきたいと思っております。

○屋良千枝美 副委員長 委員長に代わります。

(委員長交代あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後0時05分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後0時05分）

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時05分）

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後1時33分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

○山城康弘 委員長 紹介議員の出席要請についてお諮りいたします。

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願は、紹介議員から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後1時33分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後1時34分）

○山城康弘 委員長 次に、請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、まず紹介議員のほうから意見聴取をしたいと思っておりますので、紹介議員も含めまして御発言を求めます。桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、請願の紹介議員に対して招集をいただきました。この学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願について説明をさせていただきたいと思っております。

請願者、沖縄県教職員組合中頭支部、執行委員長、森岡稔。住所は割愛します。紹介議員、桃原功。

標題ですけれども、学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願。

請願の趣旨、1、劇薬を扱う集団フッ素洗口を学校に導入しないこと。2、フッ素洗口が実施されている学校では、即時中止すること。また、中止されるまでの間の責任の所在をはっきりさせること。3、安全性に疑問のあることや医療行為にあたることを学校で行わないこと。

委員長、請願理由も読み上げてよろしいですか。

○山城康弘 委員長 時間もあれですから、できれば要点だけをお願いできますか。

○桃原功 紹介議員 請願の理由の要点を申し上げます。前段の4行を割愛いたします。5行目からですけれども、フッ素は劇薬に指定されています。薬を扱う医療行為を学校で行うことは、大きな問

題であり、学校職員に負担をかけるものです。事故や健康被害があった場合の責任の所在もはっきりしていません。また、フッ素洗口の効用については賛否両論あり、危険性、リスクについても、保護者や地域へ周知されていません。そのような薬剤の使用は学校ではなく、保護者の監督の下、医療機関で行われるべきです。

また、学校現場の多忙化は社会的にも大きく取り上げられており、沖縄県の教職員の病休者、精神疾患者が11年間全国一多く出ていることは、学校現場、教職員にとって大変厳しい現状であることを証明しています。そのような学校現場にフッ素洗口を導入することは、教職員にとってさらに大きな負担となります。これまでも学校での集団予防接種や採血検査においても、いろいろな問題点が指摘され、大きな議論となりました。その結果、個別予防接種等となった経緯もあります。学校で医療行為を行うことによる弊害は数知れず、現場での混乱は避けられません。

以上のことにより、学校現場に医療行為であるフッ素洗口を持ち込まないことを求めます。以上でございます。

○山城康弘 委員長 それでは、質疑を許します。どうぞ。呉屋等委員。

○呉屋等 委員 では、桃原功議員に質疑を若干させていただきます。そもそも紹介議員になられていらっしゃるんですが、桃原功議員はここに書かれている文面に関して、全て確認をされて、紹介議員としてこの請願を出されているのかというところを、紹介議員もこの文面は全てそのとおりでという認識を持っているおられるかどうか確認させてください。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 紹介議員に依頼をされまして、私も過去に一度本会議において、このフッ素洗口の疑義に対して質疑した経緯もあり、精査をして同意をして紹介議員となっています。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 紹介議員になられたその経緯というのは、沖縄県教職員組合中頭支部の方とのどのような経緯で、この紹介議員になられたのでしょうか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 これまで、例えば沖教組と省略して呼称しますけれども、いろんな勉強会等があります。このフッ素洗口だけの勉強会ではないのですけれども、そういった勉強会に参加をさせていただいて、こういうものが今学校現場で行われている。それに対してどうなのかというような研究するあるいは勉強会を持つというものに参加をさせていただいて、紹介議員に名を連ねたという経緯であります。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 よく分かりました。

あと、請願の書類の中で劇薬という言葉が使われていますが、実際劇薬というふうなものは、どれぐらいから劇薬と指定されてあるのかということ。あと、実際学校で行われている集団フッ素の液は、どれぐらいの液を薄めて使っているかということで、劇薬のほうがすごく印象が、劇薬を使っていると断定しているのですが、実際大謝名小学校でやっているのは、劇薬ということの認識でしょうか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 このフッ素洗口をするもととなる原料は、フッ素ナトリウムといいます。フッ素ナトリウムの粉自体、要は、もと自体は劇薬という扱いを日本歯科医師会等も、あるいは薬剤師の法律でも指定されています。もちろん学校現場では、それをそのまま使うのではなくて、それを希釈して安全性を確認して使用しているのを、私も認識はしています。

呉屋等委員が指摘をしたどれだけからの濃度が劇薬という質疑ですけれども、私の認識ではフッ素ナトリウムの原料は劇薬、それを希釈していくと、それが普通薬というふうに名前が変わって、それを薄めてフッ化物洗口しているわけですけれども、それがどれだけの濃度かというのは、私は数字を持ち合わせていません。私の認識は、原料は劇薬、それを希釈して薄めていくと普通薬ということで、それを使用してフッ素洗口しているという認識です。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 この請願の中にも、劇薬を扱う集団フッ素洗口ということで、これは劇薬をそのまま使っているというふうな捉え方のできる文章なので、おっしゃるとおり我々もそれに関しては研究をしていく。その中で実際1%というふうな劇薬であるとしたら、実際使っているのは0.09%に薄めて使っているということです。ですから、まず固定観念の中に劇薬をお使いになっているというのが、もしかしたら紹介議員、功議員が持っていらっしゃったらいけないので、実際0.09%は全くそれで問題がないという、その認識が、この請願のものと実際の我々も多少ずれが生じているのかなということ。

あと、医療行為というのがございますが、1985年の国会答弁でも、これは医療行為に当たらないとか、2003年の厚労省のガイドラインにも書かれていたりとか、そして口腔学会、歯医者さんの専門の口腔学会においても、医療行為ではないということを書いていまして、ここで要するに医療行為と決めつけていますよね。それというのは、もちろんそれは日弁連においては医療行為というふうな見方もされているところもあるわけですが、ですから必ずしも医療行為ではないと言っている厚労省のガイドラインや口腔学会がある中で、決めつけてしまっているというところに、少しこの請願の中身自体、事実をもう少し正確に出さないといけなかったのかなというところを私は思うのですが、その点御確認はされていらっしゃいましたか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 確かにこの文面を読むと、直球というか、ダイレクトにそのように限定しているという感は否めないなということで、私自身も感じてはいます。ただ、私が主張したいというか、先ほど呉屋等委員も日弁連が関係省庁、厚労省であったり様々な省庁に、日弁連が2011年1月21日に国に出した意見書がありますけれども、こんな分厚いのですけれども、団体によっても、この行為に対していろんな賛否両論があるというのを私も認識しています。ですから、賛否両論あるものは、あるいは劇薬という、原料が劇薬、それを希釈して薄めて普通薬としてフッ素洗口するのですけれども、先生方は先ほど申しましたように大変多忙であると。

私も一度大謝名小学校に視察に行きましたけれども、朝の始まる時間に小学校1年生の30人に、担任の先生と多分メーカーの方だったと思うのですけれども、教室でやるのではなくて、別室で希釈して薄めてワゴンで運んできて配っていくのですけれども、先生大変だなと。人のやることですから、間違いが起りかねないリスクもあるのではないのかなと。この本文で言っているように、仕事が大変多忙なものですから、こういったところまで負担をかけるのではなくて、医療行為をするのではなくて、例えばこれはブラッシング指導とかというようなことを感じているのですけれども、劇薬の分に関しては、日本弁護士会が意見書を出しているように、賛否がいろいろあるものは、とりあえず一旦立ち止まって、これを使用しないでくださいという趣旨だと私は認識をしています。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 現場を御覧になったのであれば、御理解されていると思うのですが、これは強制ではなくて、それを保護者があるいは子供がやりたくない子は、水だけでいいのです。その点を御存じ

でしたでしょうか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 はい。希望者のみということで私も認識はしています。ただ、担任の先生が保護者に対してアンケートみたいなのを出して、こんなふうにフッ素洗口をしますということで、多分に保護者の立場だと、学校がやるものに関しては、あまり声を大にしてノーとは言にくいのではないのかというような個人的な見解を持っています。いわゆる学校でするものだから大丈夫だよということで、フッ素洗口に丸をつけるというような、これはではインフォームド・コンセントに関して正しく保護者も理解しているのかなと。やっぱり学校から来ているから、丸をしてしまっていないのか。もちろんアンケートで、水うがいをしている方も何名かいたというのは認識しています。

○山城康弘 委員長 ほかに。伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 では、桃原功議員、よろしくお願ひします。この請願の学校職員に負担をかけるものですとあるのですが、12月議会の委員会の際に担当課の話を聞いたところ、実際大謝名小学校でそういう何か問題はあるのですかという答弁には、特段ないという意見があったのですけれども、それについてはどうお考えですか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 問題があったら大変だということです。問題がないように、そのメーカーの方も担任の先生も細心の注意を払って希釈して、子供たちにフッ素洗口させていると。問題があったというふうに私は記憶していませんし、それを見聞きしたことはありません。ただ、それだけ大変なことですから、ほかのことで多忙ですから、これ以上医療行為的なものは進めるべきではないのかなということを痛感しています。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 その負担ということなのですから、希釈するのは、恐らく先生がやらないはずなのです。その担当というか、そういう医療行為ができる人が希釈をして、先生がやるのは、シュッシュッとやるだけという答弁だったと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 誰が希釈したかというのは、すみません。メーカーの人と担任がいたのは覚えていますが、誰が希釈した、作ったのかというのは、すみません。失念して覚えていません。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 私も12月議会の委員会で何度か担当課に質疑をしたのですけれども、そんなに先生の負担はないような印象をお受けして、今桃原功議員がおっしゃるのも、確かにゼロ%はないのかなと思いますけれども、人がやるもので間違いが起こり得るかもしれないですが、仮に間違いがあるというのは、それを誤飲したとか、恐らくそういうことと思うのですけれども、多分そのときの委員会で質疑があったと思うのですけれども、それも一応問題はないという認識はされているとのことでした、教育委員会は。その点について、また御見解ありますか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 教育委員会がそのような発言をしたというのは、私は覚えていませんけれども、ただ子供たちがやることですから、間違いがないと私は断定するのはどうなのかなと。やっぱり朝寝ぼけて登校して、先生に言われてがあつとやるつもりが、勢いで飲んでしまうというリスクもあるとは思っています。今、伊佐文貴委員が指摘するように、ないというふうに断定はちょっとどうなのかなというふうに私は思っています。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 私からは以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 では、桃原功議員、よろしく申し上げます。参考意見をお聞きしたいと思います。今回は宜野湾市におきましては、大謝名小学校が今フッ化物洗口をやっております。これもいろいろとスタートのほうを調べてみますと、平成28年7月から提案をされて、それから今日に至っていますけれども、大きな事故等が何も今話もないというのが私の実感です。

それと、この中に出てくる文面の中で、私も相当議論というか、教育委員会のほうに質疑を12月にさせていただきました。参考の現状を確認した中で、特にこの請願の2のほうに書かれていますフッ素洗口が実施されている学校は、即時中止しなさいという要望が出ています。また、中止されるまでの責任の所在はどのようなということもあります。これに対しては、責任の所在に関しては、これを許可したのは教育委員会、教育委員会として学校に説明してやっているの、責任の所在は教育委員会にありますということは何いしました。それを聞いて、一通り安心をしたというのがあります。

それと、今回の先生方の負担に関してはどうですかということは、先ほど伊佐文貴委員からのほうの質疑の中でも出ていましたけれども、養護教諭からは負担の増との声は今のところありませんよと。でも、今言うように教育委員会からしか聞いていません。私は、まだ現場サイドの大謝名小学校の皆さんからは聞いていませんけれども、そういうふうな説明がございました。

また、今回この陳情に関して、宜野湾市議会には来ていますけれども、これは執行権者である宜野湾市教育委員会では、陳情も請願も来ていませんというお話もされておりました。ですから、現場サイド、執行権者は教育委員会でしょう。教育委員会から出たものに対して予算措置をするのが議会であり、またしっかり精査していく中で、こういう問題が出ていけば、しっかりまた今日の意見交換の中で、参考意見をお聞きしながら取組をしていきたいと思いますが、教育委員会ではこの沖縄県教職員組合中頭支部のほうからは、陳情、請願等は予定されていないでしょうか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 すみません。私、承知していません。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 また、もう一つ、今全国で127万人が実施をしていて、まだ事故がありませんということが来ていますが、事故の情報があれば、もし持っているのがあれば、こういう事故があったのですよと、情報の提供はありますか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 事故の情報はあるかという御質疑ですけれども、いろいろ資料は調べたつもりなのですが、少し私が知り得るだけの情報を提供したいと思います。歯磨きメーカーのサンスター株式会社の資料なのですが、調査期間が平成27年9月18日から平成30年5月31日の間、その歯磨きを製造、販売開始後2年8か月の間、1,195症例を調査したらしいです。そのうち副作用と言われる症例が35例、38件あったそうです。その副作用というのが、口の中あるいは下唇のぴりぴり感が7件、口が渇く、口渇というのでしょうか、口が渇くのが3件、歯の変色、着色が2件、味覚の異常が2件などとあるので、あとまだ38件、もっとあるでしょうけれども、重篤な副作用はないということで、サンスターの歯磨きメーカーからは出てきています。これはサンスターの資料ですけれども、すみません。とりあえず以上です、持ち合わせている資料は。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 参考意見、また情報提供、ありがとうございました。私からは以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。呉屋等委員。

○呉屋等 委員 今いろいろ議論の中で、効果の部分ということと、平成30年2月からスタート、大謝名小学校をされて、2月1日から実施しています。こちらに全国の12歳児の1人平均の永久歯の虫歯数という資料ございまして、12歳対象に虫歯が何本あるかと。これは永久歯の虫歯、全国平均が0.74本で、一番少ないのが新潟県で0.35ですが、平成30年の沖縄県においては1.8本ということで、全国平均よりも高い。大謝名小学校につきましては、沖縄県の平均のさらに倍の2.06本という数字が出ていまして、これは平成30年。1年間このフッ素洗口をした後、平成31年の数字を見ると、1.20本ということで大分効果が、この数字を見ると出ているということで本員は認識しておりまして、ですから希望ですので、少しでも不安があるお子さんは水でうがいをさせていただく。強制ではないということと、こうやって実際に効果が1年で出てきているということは、意外とやっついものではないかと本員は思いますが、その辺はいかがお考えですか。

○山城康弘 委員長 桃原功議員。

○桃原功 紹介議員 私も新潟教育委員会等が、学校現場が率先してこれを推進しているという情報は持っています。私が持っている資料なのですが、これは秋田県の教育委員会あるいは秋田県の職員労働組合及び秋田市の教職員労働組合及び小児科医師、秋田市にあるワタナベシンさんという方が作成をした資料なのですが、これによると、これはQアンドA方式なのですが、フッ素で虫歯が減ったのですかという問いに対して、ちょっと読み上げますが、水道水にフッ素を添加しているアメリカ合衆国、ニュージーランドと、フッ素を全く添加していないオランダ、スウェーデンには、全く差がありません。これは水道水です。

日本でも洗口に熱心な新潟県が、12歳児でこの資料では0.8本、洗口をほとんどしていない広島県1.1本、神奈川県1.3本、東京都1.4本と、わずかな差でしかありません。フッ素を使わなくても虫歯は減り続けているのです。この現象は、栄養条件の改善や歯科保健の向上などによってもたらされたものと考えられていますというので、呉屋等委員の認識と差がありますけれども、私の認識はこの現場の先生あるいは実績を積んできた秋田県の資料を見て今答弁していますけれども、そういうので若干認識のずれはあるのかなという感はあります。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の請願第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後1時58分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時10分)

【議題】

議案第23号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第23号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、まず先に少し説明のほうをお願いします。福祉推進部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。呉屋等委員。

○呉屋等 委員 ポリ्यूームも結構あるのですが、まず資料の1ページのほうで副食費が出ますということで、ただ360万円未満相当世帯については、免除規定もあるということで出ています。実際、免除にならない世帯はどれぐらい出るでしょうか。全体の何%かを併せてお願いします。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 今の質疑で免除にならない世帯ということなのですが、免除世帯のほうで回答してもよろしい…。

(「全体が分かれば、引けばいい」という者あり)

○こども企画課こども企画担当主査 まず、1号認定においては対象者が、1号認定につきましては幼稚園、こちらは公立以外の幼稚園と認定こども園が386名、うち免除対象者が85名、22%となっております。続きまして、2号認定、市内の保育所、認定こども園、利用児童数が2,041名、このうち副食費の免除世帯が866名、パーセントで言うと42.4%。こちらにつきましては、令和元年10月1日時点ということになっております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 一番気にしているのは、無償化になったのはいいのですが、給食費が実費になって、逆に保育料が無償化になる前よりも、親の出すのが上がるという世帯もあるのですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 逆転現象については、本市においてははないというふうに認識しております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 それはほっとしました。ただ、国のほうは免除します。国のほうでやりますね。あと、実費徴収の世帯に対して、例えば国が免除できない分、市で何か特別に調整をすとか、要は市の持ち出しで全額とは言わなくても、幾らか実費徴収する世帯に対して助成をする、補助をするというのがありますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 現時点、副食費においては補助のほうを実施しておりませんが、主食費のほうは、免除世帯につきましても同様に補助という形で補助を実施しております。ただ、副食費の補助については、現在実施しておりません。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今の件、大変重要なところがありまして、もう少し分かりやすく教えてもらいたいのですが、今市内の認可外園を利用しているお子様方も幼児無償化の対象者になっているものだと思うのですが、そういうところの副食費というのは、これはその園に任せているということで理解し

ていいのか。宜野湾市の市内の認可保育所と言われているところの主食費、副食費とありますよね。これは統一されているかどうかの確認だけ。結局園によってばらばらなのかをお聞きしたいなど。主食費というと、米とパン、あと麺類が基本ですよ。あとはおかず類が副食ですか。それと、おやつも入ってくるというふうに聞いているのですが、今おやつ副食費、主食費、このトータルで幾らになっているのか。

初歩的なことを今確認しますが、なぜ聞くかという、分かりやすく年収約360万円未満の方々の多子世帯の方々において、第3子は無料とかあるのですが、それをもう少し、こういう形ですというのがありますか。分かりやすく説明できますか。今答えられなかったらいいですよ。正確な答えを持ち合わせていなければ、これはまたそういう私立の認可保育所、公立保育所、多分違うと思います。これに関して、私立の認可保育所に預かっている方々の数が圧倒的に多いわけですから、その方々の各園の多分園長会等で、このときも打ち合わせしてやっているのでしょうか。基本的なそういう食事代、そういうものはどういうふうに統一されているのか。6,500円でしたよね。それは全部主食、副食込みでそうでしょう。主食が幾らかというのはあるの、分かりやすく分別しているということをお聞きしたつもりなのです。ごめんなさい。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 委員おっしゃるように、給食費については6,500円で統一されているということをお聞きしておりまして、ただこの内訳につきましては、各園それぞれで設定されているというふうに伺っております。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 確認しますが、今主食費、宜野湾市は補助を入れています。今500円でした。これは主食費だけで500円ですね。米に使おうが、パンに使おうが、麺に使おうがいいですよ。1人当たり毎月500円ですよ。ということは、副食費が免除ということは、どこまでが免除だと申されなないものだから、6,500円のうち3,000円が免除なのか、どこが免除なのか分からないものだから、その点もう一回分かりやすく、大まかでもいいですから。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 先ほどの図式にありました免除世帯につきましては、一切の給食費を徴収しない世帯となっております。もちろん主食費につきましては、実費としてかかっているのですが、本市においては、こちらの免除世帯に合わせた形で主食費も補助するような形になっておりますので、実際に給食費を納めるのか免除なのか、どちらかになっております。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 分かりやすくてよかったと思います。ありがとうございます。

最後に聞いていい。ということは、6,500円で完璧に免除されている世帯と、今言うように完璧に納めている世帯。そのうち、6,500円なので、500円の主食費は援助していますよとあるので、今6,000円を支払われているというふうに理解していいのですか。この利用者の方々は、大体6,000円を給食費で納めていると理解していいのかという、単純に今聞いたのです。6,500円から500円引いたので、そういうことです。これは違いますなら違いますでお願いします。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 6,500円につきましては、免除世帯以外につきましては、主食費の分も保護者が支払っていただくので、6,500円支払っていただくこととなります。そこは補助の対象外という形になります。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 対象者以外は500円の補助も出していませんということね。そういうことですね。理解しました。こういうのをよく聞かれてもびんとこないものですから、すみません。この場を借りて、この条例の中で確認させてもらいました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 資料のほうで質疑したいのですけれども、地域型保育事業所との連携施設の規制緩和、内閣府で第7号ということで、現行の規定だと地域型保育施設、小規模、事業所内、居宅訪問、家庭的保育事業に対して0～2歳からやっていて、その人たちの連携施設って、認定こども園とか幼稚園とか認可保育園と協定を結ばないといけないということなのですから、現状で、先ほど受入先のほうで全て受入れができていますということをおっしゃったのですけれども、これについて、今問題は何も起こっていないという認識でいいですか。全部連携ができています。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 こちらで記載しているのは、連携施設の確保というのは協定書を交わすことを意味してまして、小規模1園で複数園と協定を結ぶ場合がございます。どうしても1園分を受け入れすることができない状況にあるものですから、その場合はもちろんバッティングする場合もございます。その場合は、私たちのほうが中に入って、例えばほかの施設での受入れができないかですとか、そういった調整をさせていただいて、全員が上がるような形をつくっております。

(「3歳児のほうに」という者あり)

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 はい。

(「分かりました」という者あり)

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 3歳児以降のあれは分かりましたけれども、2ページのほうで代替保育の提供元として、これは今の話だったら、今も現状で出来ていると思いますけれども、今回法改正をすることで小規模保育事業所A型、B型と、事業所内保育事業、小規模型と保育所型が入るということで、行政的にも選択肢が増えてやりやすくなるという認識ですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 小規模A型、小規模につきましては、同一事業所が2つ以上の施設を運営している場合もございますので、そういった同一事業所での保育所の行き来が可能になるということで、利用しやすくなるということだと思っています。

○山城康弘 委員長 どうぞ、伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 僕は資料のほうから、企業型が追加されているという認識ではあるのですけれども、この連携する、これは1歳児も可能ということですか。ゼロ歳児、2歳児が入っているということは、これは企業型が受入れもしてくれるという認識でいいですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 2番の卒園後の受皿については、基本的に3歳からになります。ゼロ歳から2歳は地域型で受け入れていただくことになっておりますので、3歳児以降となった場合に、受け入れていただくことになります。

○山城康弘 委員長 伊佐文貴委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第23号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時32分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時32分)

【議題】

議案第24号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第24号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、次長のほうで説明をお願いします。福祉推進部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 資料の2ページのほうなのですが、こちらの食事の提供の特例という部分で、共同調理場等とあとケータリング事業者が家庭保育事業のみということで、今回大きく共同調理場が入っているのですが、これはいわゆる認可園と小規模保育事業、事業所内、家庭保育事業とか、幼稚園とかも全部含まれているのですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 共同調理場につきましては、いわゆる地域型保育事業所、小規模保育事業、事業所内保育事業等が対象となっております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。呉屋等委員。

○呉屋等 委員 先ほどの23号と24号の条例で共通しているというのがございましたら、4か所でした。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 はい、4か所です。資料の1ページ目の(1)の①番、②番、④番、そして経過措置の⑤番、ここは共通している点でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 これは共通しているのを別々の条例でやるという、理由があるからやっているのだと思うのですが、その理由と、一つにまとめることが、要は一部のほうを廃止して一つにまとめたほうがいいのかなどという感じです。これを分ける理由と、あとまとめられない理由を御答弁いた

だけですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 先ほどの条例と今回の条例なのですけれども、それぞれ国のほうでも基準の省令が別々になっておりますので、それぞれの省令に基づいての改正になりますので、今回分けて提出をさせていただいております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 けれども、宜野湾市の条例なので、今のお話だと確かに国の省令は分かるのですが、条例をまとめられないというのはなぜかということをお聞きしたい。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 この条例の恐らく2つの一本化という意味。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 2つではなくて、共通するものだけまとめればいいので、要するに24号の今4つ共通しているのを省いて、23号の一つにまとめてしまうということではできないのかなというのが。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 先ほどの宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、園の運営に関するものの規定が主な内容となっております。今回の家庭的保育事業等の条例につきましては、いわゆる設置認可基準というような意味合いになっておりますので、その性質の違いからまとめることは難しいのかなと考えております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今のこの条例なのですが、今皆様の資料を見ると、宜野湾市には家庭的保育事業の実施はありませんとか、丁寧にまた保育所型事業所内保育事業の実施もありませんとか書いてあります。今後、これが出てきたときのためのものをつくっておきましょうとあるのですが、今子育ての特に待機児童解消がまだできていないのは見ていないのです。待機児童解消しました宣言も聞いたことないので、これに関してまたこういう事業所が出てくる可能性も加味しながら、一応整理はして持っておきましょうということだと思うのですが、待機児童解消のための取組というのは、皆さん企画課で考えるところですよ。それは今後どうなっていますか。関連して、こういうところもまた今後出てきてもらいたいのか、出てくることによって、解消に1歩も2歩も進むのか、その点も含めてお聞きをしておきたいと思います。条例をつくるからには、利用しないのを一生懸命つくって御苦労さまだなどと言われるよりは、しっかり今後も考えておくわけだから。

○山城康弘 委員長 こども企画課こども企画担当主査。

○こども企画課こども企画担当主査 今後の待機児童解消の取組にもかかわってくるのですが、今回の令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化へのニーズの高まりや、または今後少子化が進んで児童が減っていくという可能性もあります。こちらの条例を整備して、例えば認可保育所から小規模保育所に縮小するというのも可能性として考えられますし、事業所内保育事業所が今19名以下のところが、拡大をして20名以上に運営するというのも考えられますし、様々な可能性を考えて、条例については、それに対応し得るように改正しようというふうに対応しております。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 全てのいろいろな動きがあったときに対応できるようにしたいというのがありますが、今省令のほうと関連して、これは基本的には待機児童が増えたり減ったりするというようなことが起きて、縮小したり拡大したりするというのとは分かりました。

今現状として参考までに、条例とはちょっと関係するのだけれども、待機児童現状はどうか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 待機児童解消については、平成10年度においては99名、それから今年度においては71名ということで、少しずつ減少している状況ではございます。これについては、宜野湾市は待機児童が一番ピークだった5年前から保育所の整備もしくは建て替え、新設、そういったもので対応してきておまして、かなりの数を増やしてきて、受入れ児童も増やしてきている状況です。ただ、今後、昨年10月1日からの幼児教育無償化の影響というのが、まだ少しずつではあるのですが、今見えてきている状況で、これがどんどん進んでいく中で、恐らくまたニーズの掘り起こしというのが出てきて、今後どうしていくのかというところで、実は平成27年からの第1期の子ども・子育て支援事業計画に3,900名の保育のニーズがあって、その確保は今年度で宜野湾市としては達成をしております。

しかしながら、また先ほどの無償化も踏まえたニーズというのが、第2期の計画が、令和2年から令和6年まで、新たな5年計画の中ではまだ十分に無償化の影響というのが、ニーズに十分まだ反映されていない状況でありますので、これはまた今後そういったものも含めながら進めていく中で、今後、保育所整備を一旦終えていますので、保育所整備をまた同じような形で進めていく方法、それからまた今の保育園の既存園の中で定員の増減等で整理していく方法、小規模も含めて全体のバランスの中で決めていく方法ということで考えておりますので、今後の見込みについてはまだまだ幼児教育の無償化の影響というのが、少しまだ見えづらいところがありますので、これまでは少しずつ待機児童について解消を目指して進めてきているということではありますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第24号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

【議題】

議案第25号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第25号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、次長、説明のほうをお願いします。福祉推進部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 宜野湾市の基準というか、みなし支援員の経過措置で平成32年度までだったのを令和5年ということ、3年間延長するということなのですけれども、今現状の中で、まだ支援員のほうが認定資格修了をしていない人たち、いわゆるみなしの人たちというのは、全体でどれぐらいいるか説明できますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 お手元の資料のほうを御準備願います。資料の2ページのほうに、3番、宜野湾市の放課後児童クラブの状況ということで、中点の3番目のほう、現在市内の放課後児童支援員が184名おまして、うち認定資格研修を受講した者が77名ということで、それ以外の方がみなし支援員という状況でございます。以上です。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 この中で、今77名は認定した。資格研修を受けて支援員になっているのですけれども、この10番、すみません。こっちの今回改正の部分の条文の10条第3項、資料の中ですけれども、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものというのは、これはどういった方ですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 この10条関連については、10条第3項の1号から、そういった資格を持っている方が研修を受けることが、支援員になるという趣旨の条例になっておまして、10号につきましては、5年以上放課後学童クラブで実際に従事した方という方は、その経験をもって研修を受ける資格を持っている方というふうにみなすということになっております。9号のほうが高等学校卒業者ということで、これは高卒の方を対象としています。10については、中学校卒業を主に対象としているという趣旨で捉えてもいいかと思えます。

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 令和5年までという規定で、残り3年なのですけれども、実際今働いている、従事している方で研修を受けていない方が100名近くいる中で、いわゆる9と10に認定されていて、この残り3年間の中で受検資格をみんな持てるようになるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 10条3項に定めている方というのは、それぞれ保育士であったり社会福祉士であったり、そういった5年勤めた方が研修を受けられるということになっていきますので、今回のみなし支援員の延長というのは、今は研修を受けていない方が、研修を受けたものとみなすというみなし規定の延長になっていきますので、資格を取るというよりは、研修をその間に受けてくださいというような趣旨になっております。

(「分かりました。失礼しました」という者あり)

○山城康弘 委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎 委員 実際、そういう方たちが今研修を受けられないのは、人がいなくなったりとか、多忙だったりとか、受けられない現状なののでしょうか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○**こども企画課長** 委員の御指摘の部分もありますが、主なものは児童支援員に携わっている方の入れ替わりというのですか、せっかく研修を受けても、やはりまた支援員自体の処遇が低いものですから、違う職業に移ったり、そういったことでせっかく学童クラブの経営者側が育てようと思って研修を受けてもらったにもかかわらず、また入れ替わっていくというのが現状ということですか。

それで、全国的にも、先ほどの2ページの資料の下のほうに、国のほうが、今回みなし規定をどうするかというところでアンケートを取ったところ、みなし支援として従事している者がいるかということで、66%、全国的にも6割近くの方がまだ研修を受けられていないということは、入れ替わりが、新しい方がどんどん入ってきて、県の研修を受けるのですけれども、県の研修は大体年に1回、沖縄県では11月頃に研修があつて、それを受けたら資格をもらえるという形なのですけれども、その研修の機会が少ないのではないかとということで、今回国がみなし支援員を延ばす。国としては、みなし支援員の経過措置の延長という基準では、今回やらないのですけれども、ただ地方自治体においてはそれでは困るはずなので、今回のみなし支援員の部分については、市町村独自で条例化して延ばしてもいいですよという、その部分については補助を3年間はしますということだったものですから、宜野湾市としても待機児童が多い中で、急に延長しないと厳しい基準になりますので、より学童クラブの運営が厳しいという判断をしましたので、それで延長します。

それに合わせて、国は都道府県に対して研修が年に6回ですので、その開催回数を増やすように通知をしております。あわせて、学童クラブの経営者、公立もありますので、そちらに対しては、研修に参加しやすいような環境づくりをしてくれという通知も来ております。今後は研修が1回ではなく何回かやれるように、そしてそれに参加しやすいように、それによって研修を受ける機会を増やして、研修の資格を持っている方というのを増やしてほしいというのが、今国の考え方になっております。

○**山城康弘 委員長** 玉城健一郎委員。

○**玉城健一郎 委員** 今、この条例、一応みなしの経過措置を増やすということで、今説明を聞いていると、根本的な問題の解決になっていないというのが、話を聞いて一番の問題というのは、運営状況が厳しくて、かつ職員が適切な給料というのをもらえていないという状況が、一番根本なのかなというふうに感じているのですけれども、難しい。ありがとうございました。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかにどうぞ。呉屋等委員。

○**呉屋等 委員** 直接改正の点とは違うのですけれども、参考までに確認したいのは、この1ページの(4)番、教員免許の第4条に規定する免許状というのは、具体的に教員免許であれば何でもいいのか、何か規定があるのですか。

○**山城康弘 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 手元に資料がないもので、確認はすぐ答弁できないのですが、委員の御指摘の部分については、教員免許というと、例えば小学校、中学校、高校とか、全ての大学での教員免許状、幅広い方の免許を指しているのかということでもありますか。

(「そうです」という者あり)

○**こども企画課長** 手元に資料がないので、即答できないのですが、教員という立場の方というのは、大分広い範囲で含まれているという解釈は持っていたので、ちょっと確認はさせていただきたいと思っております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋等委員。

○**呉屋等 委員** もし資料を提供いただければ、お願いします。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今、宜野湾市が学童保育の待機児童が多いことも含めて、こういうふうなみなしをしっかりとやっていこうという条例をつくるという理由書きがありますが、学童クラブ数とか書いてはあるのですが、今市内では何名のお子さんたちが児童クラブを利用しているかというのは、掌握はされていますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 学童クラブについては保育所と違って、一旦学童クラブに入っても途中で、学童クラブでは放課後の預かりになりますので、放課後は塾に行きたいとか、習い事をしたいとか、部活をしたいとか、そういった形で抜けられる方が結構多いので、1年安定してずっといるという状況ではないものですから、どの時点を押えてということでの数字をなかなか把握するということが難しいのですが、前に一度宜野湾市のほうで調べたタイミングとしては、平成30年7月が今最新の状況になるのですが、平成30年7月時点での宜野湾市の各学童クラブの登録児童の状況ということで、1,449名の方が登録児童になっていると。それと併せて定員のほうが1,667名ということで、実態としては定員割れしているという状況にはなっております。

学童クラブについては、やはり地域的なものがありまして、学校からすぐ児童が歩いて帰れる距離に学童がないといけないということで、隣の学区の学童が空いても、そこを利用するのがなかなか難しいという点がありますので、そういった意味ではバランス配置というのがなかなか難しいところがあるのですが、現時点では1,667名の利用定員に対して、登録児童は1,449名というのが平成30年7月時点の状況になっております。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、今1,450名近い平成30年7月時点であって、特にこれを聞いたのは、今の新型コロナウイルスのほうで学校がお休みになって、学童が朝から満杯していますよとなって、今までの仕事の内容が、急に指導員さんは大変になっているというふうなことが想定されるのですけれども、その中に逆に支援員さんというか、指導員さんの半分に近い方々、半分以上が逆に言えばちゃんとした資格を、まだ研修を受けていないという方々がいるのだなということが今分かって、早めに受けてほしいなと思うのですが、こういうのに関して支援員の研修というのは、大変な日数がかかるのですか。今、皆さんのほうでは分かるのですか。

放課後児童クラブの指導員さんになるのには、こんなに時間がかかる。なぜかという、この指導員たちがいなくなると受入れができないということで、またあふれてしまうというのがあるので、先ほど条例をつくるためにこういうことをちゃんと書いてあるものだから、この条例をつくる理由書に、この資料に書いてあるので、しっかりとどういったものに予算がかかって、何日間受ける。これを定期的にそういった休み、土、日あたり、もしくは皆様のほうからしっかりと基準を決めたりして、これは国からも補助が入りますよね。県ですか、学童クラブには県補助。ちゃんと補助が入りますよね。指導員の数と人数と、それもあるんで、みなしの指導員としてみなせば、また上乘せができるということでしょう。だから、逆に生活給に少し近くなってくるというか、今よりは待遇がよくなる可能性が高い。しかしながら、しっかりと指導員で採って定着してもらいたいというのがあるので、いつまでもみなしでいくということはないと思うので、例えば決まり事みたいな研修期間、11月にあるのは何日間やるとか、こんなのは情報持っていないのですか。なければいいです。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 すみません。ちょうど御質疑の資料については、手元に持ち合わせないもので、大体1週間程度で、授業のこまが幾つかカリキュラムがあって、それをこなせばというところにはな

って、1週間というのが、大体その期間中に集中してやるような形です。ただ、宜野湾市としても、これは研修とは直接関係ないのですけれども、質の向上を図らないといけないということで、独自のまた研修制度を持っておりますので、それでもってまた支援の研修、資質向上しながら、また県の研修を受けてちゃんと資格を取ってもらうというふうな考えでやっております。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第25号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時20分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時25分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時25分)

福祉教育常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年3月6日（金）3日目

午前10時00分 開議

午前11時50分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（5名）

福祉推進部次長	宮城 葉子
健康増進課長	仲里 美智子
生涯学習課社会教育係長	前底 悦子

生活福祉課長	玉城 悟
生涯学習課長	島袋 喜美恵

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

- 陳情第 3 2 号 (仮称) 学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情
- 議案第 3 0 号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について
- 請願第 8 号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願
- 議案第 2 号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 5 号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 8 号 令和 2 年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 2 年度宜野湾市介護保険特別会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 2 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 3 号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 陳情第 1 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 6 号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情
- 陳情第 7 号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書採択についての陳情
- 陳情第 1 0 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 1 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
- 陳情第 1 2 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 1 4 号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 1 6 号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 2 1 号 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情。
- 陳情第 2 2 号 令和 2 年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 2 7 号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 請願第 7 号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

令和2年3月6日（金）第3日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

陳情第32号 （仮称）学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 陳情第32号 （仮称）学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まず初めに、この陳情の内容を事務局のほうで読み上げたいと思います。

○事務局 すみません。では、タイトルから読みます。

タイトル、（仮称）学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情書。提出先の団体名が沖縄国際医科薬科大学設立準備委員会、代表者名、委員長の大城智美さんとなっております。

本文を読んでいきます。社会のニーズの高い医科薬科分野における総合的、専門的メディカル・ユニバーシティ構想を実現するために沖縄国際医科薬科大学の設立を進めています。この大学は、奥深い学問探究（学問の自由及び真理の探究を目指す）と医科薬科領域の地域性、国際性を育み、人類の健康長寿・医術等の発展に寄与する高等教育機関の設立を目指しています。

開学時は薬学部（薬学科・薬科学科）、地域国際医療福祉学部（地域医療学科・医療技術学科・医療福祉学科）、2学部設置を目指し、数年後は医学部、看護学部増設、沖縄県独特な魅力あふれる医科薬科大学を目指しています。

開学すれば、沖縄県民の教育効果、経済効果、雇用効果を最大限に生み出すことができます。また、本学の医科薬科分野（将来、医療系全て包括していく）の教育、研究の専門的・技術的医療人等の人材育成によって、医師不足の解消や高齢化対策（人材確保）等、また医科薬科分野における地域貢献及び国際貢献を果たすことができます。同時に沖縄県の地域活性化と自立経済効果も期待されます。

世界でステータスの高い医科薬科の高等教育は、沖縄県全体の知的ワールドを高め、教育・経済・人材等の全ての環境も高度に幸福度豊かに変えていく相乗効果が期待されるのみならず、将来沖縄県の地域資源及び薬草群の研究を深め、薬剤製造研究所等を基盤にアジア、世界へその分野の販路を拡大していくことも可能となります。また、医療機器開発のための教育研究も世界、特に我が国はじめ、東アジアの地域医療、地域活性化に貢献していけると確信します。

医科薬科分野における予防医学はじめ、健康長寿の教育研究の高等教育機関は、世界のどこにも設置されていません。沖縄は長寿県として世界の医学情報誌「ブルゾン」に毎年プレゼンされているこ

ともあり、沖縄県に設立する意義は最も大きいです。私どもの沖縄国際医科薬科大学でも、揺るぎない沖縄の命は宝の理念で医療人を養成していきます。皆さんの御支援、お力添えの下、沖縄国際医科薬科大学（仮称）の創設実現化を推進するための決議を求めるものです。

よって、以下陳情を申し上げます。

記があります。すみません。記のほうを読んでいきたいと思えます。陳情項目です。2ページ目です。裏面です。

- 1、宜野湾市議会で沖縄国際医科薬科大学創設促進の決議。
- 2、決議書をもって中部広域圏事務組合に協力要請すること。
- 3、沖縄県に政策要請すること。

以上です。別添資料について記載されているので、各自目を通してください。お願いします。

○山城康弘 委員長 それでは、この陳情書に関しては、当局のほうにも出されているというふうなお話を聞いておりますので、宜野湾市の見解も含めて説明のほうをお願いします。健康増進課長。

○健康増進課長 当局のほうでは1月14日付で受理しております。文書につきましては、皆さんの手元にある1月7日の文書ということになっております。ただ、こちらのほうにつきましては、直接私たち担当部署のほうに代表者の方が出向いて、詳しい内容というのはお聞きしていないところであります。秘書課のほうに文書を提出してという形になっている状況でございます。それから、印鑑の訂正ということで、2月7日に再度また文書の差し替えということで来ております。

こちらのほうとしては、2月12日にまず県のほうに確認しております。皆さんの資料のほう、最後のページのこちらの添付資料（2）のページのほうを御覧になっていただきたいと思えます。こちらのほうにつきまして、私たちのほうも少し他市町村の状況、また県の動向あたりを確認したくて、2月12日に県のほうに確認したところ、2番目のほう、沖縄県薬務室のところのほうです。薬科大学創設賛同と記載されている内容につきまして、県のほうからの回答は、2月12日時点では賛同はしていないということの回答を頂いています。

また、県の政策に入れば、全面的に協力、動く、こちらの部分についても、現在この2月12日時点では、県の政策のほうに入れていないということの確認が得られました。

また、下の医科薬科大学を県の政策に入れてもらうためのこの項目につきましては、9市町村の決議、議決を依頼中ということで、他市町村の動向を確認したところ、3市のほうは断ったという状況を、2月12日、県のほうから情報として頂いております。以上です。

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今お持ちの情報の中に、薬学部というものをつくってもらいたいという動きを、医師会とか薬剤師会とか等のほうからの情報とかは聞いたことありませんか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 委員おっしゃる2団体からの情報は、当局のほうにはありません。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 また、情報として持っているかどうかであります、この西普天間住宅地跡地に琉球大学医学部並びに附属病院が移転してきますが、そこには薬学部ができるという情報もありませんか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 先ほどの質疑とちょっと別だと思えますけれども、2～3年前に県の薬剤師会のほうが、琉大医学部に薬学部建設の要望を出しているという情報はありました。薬剤師会からも、この

今回陳情に上がっている部分につきましての依頼とか、そういった情報はありません。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 持っている情報でいいのですけれども、このような形の当局に対する要請というのは、ほかにも来ているかどうかというのは確認されたことございますか。ほかの市町村に。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 ただいま2月12日の県に問い合わせた情報以外は実施しておりません。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願ひします。先ほど県からの情報で、3市は既に断ったということがございましたが、断った理由はお聞きになっていらっしゃいますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 詳細は確認しておりません。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 では、本市としてはいつごろまでに返事を、そしてどういうふうな返事をする。まだそれは決定していないかもしれないけれども、もし決定しているのであれば、どういうふうな返事をしようということを決まっているのか、あるいはいつごろ返事するかというのはございますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今後、状況を確認して、他市町村、再度県のほうに確認して、まだ具体的にいつまでというのはありません。まだ決まっていませんけれども、今後調査して確認していきたいと考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 先ほどの伊波一男委員と質疑が重なる部分があるのですが、琉球大学のほうに薬学科という話も本員も前に聞いたことがあったものですから、そこに対しての情報、再度確認なのですけれども、そういった動きを今やっているとかいう話は御存じですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 前回、薬剤師会が琉大医学部のほうに併設を求めている段階の際は、情報としてはありましたけれども、それ以降は薬剤師会からの情報は受けておりません。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これは分からなくてもいいのですけれども、県議会にも出されているというふうに聞いたことございますか。県議会もしくは沖縄県に、この陳情の内容が出ているかどうかというのは聞いていますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 薬務課に確認した際に、県は賛同していないという返事からすると、県のほうにも陳情のほうが出されているかと考えられますけれども、確認していない状況です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 議会事務局のほうで何か情報とかお持ちであれば、この場で聞いてもいいでしょうか。

○山城康弘 委員長 はい。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 まず、この陳情は、中部圏域内と言われている市町村に陳情が出されているのか。そして、出されたものに対するいろいろな各議会の方向性とかあるかというのを、参考にお聞きして

おきたいと思います。もしくは県議会の情報を持っていれば、そこまでお願いします。

○山城康弘 委員長 議会事務局。

○事務局 事務局のほうで得ている情報は、今回の陳情の各市の取扱状況です。まず、そちらのほうを説明しますと、陳情のほうが中部広域圏内の宜野湾市、本市以外の8市町村に提出されております。上から順に市町村名と取扱いのほうをお話ししていきたいと思います。

まず、沖縄市、取扱い、配布止まり。25日、議会運営委員会にて配布止まりが決定。2番目、うるま市、配付止まり。21日の議会運営委員会にて配付止まりが決定。3番目、北谷町、取扱い、配付止まり。25日の議会運営委員会にて配布止まりが決定。4、西原町、取扱い、配布止まり。26日の議会運営委員会にて配布止まりが決定。ごめんなさい。これは2月25日ということです。2月が抜けていました。5、嘉手納町、取扱い、配付止まり。2月27日の議会運営委員会にて配付止まりが決定。6、読谷村、取扱い、配付止まり。2月19日の議会運営委員会で配布止まりが決定。7、北中城村、取扱い、配付止まり。3月3日の議会運営委員会にて配付止まりが決定。最後、中城村、取扱い、配布止まり。2月27日の議会運営委員会にて配付止まりが決定しております。他市町村の状況というのは以上です。

続いて、県議会の情報なのですけれども、こちらが平成28年度のほうに県議会に同じような内容の陳情が提出されていることを、県議会の会議録から確認しました。ただ、今の本市に出されている陳情とは少しタイトルが違いまして、県議会に出された陳情は、「学校法人うるま学園うるま医療福祉大学設立に関する陳情」というものです。県が受理している年月日が平成28年8月5日、その同年の9月の県議会に付託されております。提出者は、こちらでも委員会名が本市に出されている団体の委員会名と違うのですけれども、提出者、学校法人うるま学園うるま医療福祉大学設立準備委員会委員長、大城智美。委員長は同一人物の方になっております。

この陳情の要旨を読んでいきたいと思います。

学校法人うるま学園うるま医療福祉大学（仮称）は、「奥深い学問探究、地域性、国際性を育み、人類の健康長寿の発展に寄与する」ことを目的に、高等の予防医学・健康長寿の教育研究機関を目指している。現在は文部科学省の指導に基づき、薬学部（薬学科、薬学科学科）、地域国際医療福祉学部（医療技術学科、医療福祉学科、統合医療学科）の2学部の設置について、認可申請準備を鋭意進めている。

開学すれば、薬学系及び医療福祉系分野の教育研究の向上はもとより、沖縄県の教育・経済・人材・雇用等に最大限の効果を生み出すことができる。医療人不足の解消、ひいては少子高齢化対策、さらに薬学系及び医療福祉系分野の地域・国際化への貢献度も高くなり、沖縄県及び市町村の地域活性化並びに自立経済波及効果も大きく期待される。現在、沖縄県には独自の医療福祉大学は存立せず、また社会的ニーズの観点からも開学の意義は高いと考える。

ついては、下記事項につき配慮してもらいたい。

1、校地確保及び財源確保について支援すること。

2、設置準備室の開設及び最上の医療福祉大学創設のための調査費について協力することが陳情の内容となっております。

県の取扱いについてなのですけれども、こちらの陳情を県の当時の健康医療部長、担当課をお呼びしてお話を聞いて、その部長の答弁のほうで、県では薬学の大学を新設するということは、今検討していないと。平成28年度時点では検討していないということで、結局この陳情については審議未了という形で終わっていることを確認しています。この審議未了については、これはこういった形で審議

未了になったかは、少し確認させてください。今、私のほうでは審議未了になったということではしか把握していません。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 事務局のほうで細かく調査をしていただきまして、ありがとうございます。このように見て、なかなか多くの自治体、また先ほどもありましたけれども、薬剤師会等の動きなんかもあったようでございますが、取扱いをしないというところもたくさんあると。また、県も今新設を予定していないということも参考に審議をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにございせんか。どうぞ。宮城力委員。

○宮城力 委員 1点だけお聞きしたいと思うのですが、設置経費とか面積とかというのは、添付資料1のほうに載っています。設置場所に関して、令和2年1月末、今現在で設置場所というのは、はっきりとまだ把握されていないのでしょうか。設置場所です。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 情報は得ておりません。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。よろしいですか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第32号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時25分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時40分)

【議題】

議案第30号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第30号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

質疑の前に、まず課長のほうから少し説明をお願いします。生涯学習課長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 おはようございます。よろしくお願いたします。私も少し興味を抱いたのですけれども、中頭地方視聴覚協議会というふうにあるのですが、昭和49年の設立ということですが、なぜこういう視聴覚の協議会が設立されたのか、その経緯とか、また時代的な背景もあったかと思われそうですが、そういうことの経緯など。そして、またどのような役割を果たしてきたのかということをお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 視聴覚協議会、先ほど申しましたけれども、昭和49年に法定協議会として設立されております。その前段階で設立するまでの協議として、昭和47年頃からいろいろと協議が進められてきたと思うのですが、その当時、視聴覚に関する機材に関しては非常に高価だったと思います。プロジェクター等もその当時は非常に高価なものだったと思いますし、1つの自治体でそれを十分にそろえるのは困難な状況があったのではないかと思います。

視聴覚教育に関しては、実は社会教育法の中で市町村の教育委員会が行う事務として、視聴覚教育を行うということは定められていますので、それぞれの市町村が責任を持ってやらないといけないのですが、単独の市町村でそれを十分にするのは難しかったということから、その当時そのような協議がなされて、法定協議会が設立されたのではないかと考えております。

その当時から事務に関しては、視聴覚ライブラリーとあって、その視聴覚の教材、例えば先ほど申し上げましたけれども、プロジェクターであったりスクリーンであったり、あとはVHSプレーヤーとか、あとはOHP、オーバーヘッドプロジェクターとか、そういった視聴覚に関する機材をそこでそろえて、それを各市町村、加盟する市町村に貸出しをするというようなことを行っておりました。機材に合わせて教材も著作権付の教材をそろえて、各種集会とか集まりとかでも、それが問題なく放映できるような形の教材をそろえて、それを各市町村に貸出しをするというふうな事務を行っておりました。

ただし、昭和49年に県に届出して法定協議会を設立してから、現在で40年以上過ぎていて、その間に視聴覚教材に関する技術とか、そういったのが非常に目まぐるしく発達してきていて、各市町村とも例えばプロジェクターであったり、スクリーンであったり、そういった教材等が学校などを中心に非常に調達ができているような状況にあって、負担金を出しながら、そこで協議会を続けていくということについては、そろそろ目的が達せられたのではないかとということで、今回の廃止の規約を提案するに至っているところでございます。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 では、その機材や教材は学校現場で使われていたということですね。その機材の貸出しをその時点では、昭和49年以降時点では、そういう貸出しを、各加盟している市町村に機材を貸出していたという。あまりにも高価であったということの把握でよろしいですか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 貸出しについては、各種団体を対象に貸出しをしていますけれども、学校も非常にその中で一番ニーズが高いところであって、宜野湾市の場合の特徴としては、児童センターや、あとは保育所、それともちろん教育委員会等も機材をお借りしていたというような状況がございます。個人ではなく団体、社会教育団体であったり、児童福祉団体であったり、そういったところが学校と合わせてライブラリーを活用していたという状況でございます。

○山城康弘 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかに。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回、目的を達しているということで、廃止をするということではありますが、喫緊の宜野湾市の利用率というのはありましたでしょうか。結局宜野湾市としては、平成30年度は何件、どのような形で利用したのかということを一応聞いておきたいと思います。また、どのような団体が借用したのかということの分かる範囲内で。多分毎年協議会から、各地方自治体の利用状況報告が出てい

ますよね。それについてお聞きをしたいと思います。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 平成30年度の事業実績のほうからですけれども、機材の使用回数に関しては、全体的に言うと、10市町村全体で言うと1,169回の貸出しがございます。そのうち160回、宜野湾市がお借りしているということになっています。教材につきましては、全体で言うと928回の貸出しがありますけれども、そのうち宜野湾市は157回お借りしているというような状況がございます。実は視聴覚ライブラリー自体が、沖縄市泡瀬のほうの市町村会館にあるものですから、一番大きい貸出しというか、会議室が大きいのは、立地的なところもあると思うのですが、沖縄市が一番ニーズ、人口もございますし、多く借りていて、宜野湾市は全体のうちの利用については、15%程度を利用しているというような状況でございました。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 このように多くの団体がまだ利用しているのかなと、今一瞬びっくりしております。先ほどありました市の団体、保育所、児童センターもしくは学校、ほかの団体、合わせて結構利用しているのだなと。1か所か2か所ぐらいかなというふうに感じていたものですから、それで廃止するのだなというのがあるのですが、目的は達成されたというのは、機材の設置が市町村でも貸出しが対応できますので、こういう中頭地方は要りませんと理解していいの。結局160回借りたというのは、需要がいっぱいあるのだなと、今びっくりしているのです、本音は。今、協議会の中でなぜそういうふうな、1,169回の貸出しがあり、教材の利用も928回あるのに、この目的を達したというのは、何をもちて目的を達したということでこれを廃止するのかを、もう一度お聞きしたいと思います。なぜかという、このような形で、市でこれが対応できるようになりましたということで理解していいのかも含めてお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 各市町村の状況については、かなり市町村によって違うところもございましてけれども、学校に関しては、学校ICTの推進によって、目覚ましくICT化が進んでおります。それ以外のところ、私たちが懸念しているのは児童センターであったり、あとは保育所であったり、単独で持っていないところについては問題だなというようなこともあるのですが、実は既にこの視聴覚協議会において、機材、教材の財産があって、それについては廃止に伴って、それぞれ分配していくというような形になっております。社会教育法の中でも、視聴覚教育はしないといけないというようなことが定められておりますので、私たちは廃止をもって、それをする必要がなくなったというわけではなく、その後教育委員会に引き継いで、こちらのほうでその分配された備品、教材、もしくはこれまでも法定協議会ですので、負担金を出し合いながらその協議会を運営してはいたけれども、その負担金の丸々ではなくても、その範囲内で予算を検討しながら、調整しながら、その確保、維持管理をしながら、市のほうでそれをやっというふうなことで進めてまいります。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 さきに目的を達成して、この機材は各市町村に分配をして、各市町村が今まで利用していた団体に対する貸出し業務を、困らないようにやりますということで理解してよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 はい、そのとおりです。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 今、分担金の話が出ましたので、例えば本市の分担金というのは、この大体過去5年間でどれぐらいの分担金を出されたのでしょうか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 毎年163万円の負担金を出しておりました。全体的には10市町村の負担金が964万円ありまして、そのうちから市町村割が均等割と、あと人口割ということで負担金が決められておりましたけれども、ここ最近では163万円で固定して、毎年の負担金の支払いをしておりました。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 全体の負担金が964万円で、本市が163万円、分担金を説明いただいたのですが、この負担金の中で、例えば中頭地方視聴覚協議会の人件費もそこから出ていたのですか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 その事業については、機材、教材の維持管理、あと貸出し業務、そういったところに人の配置が必要ですので、人件費についてかなり多くの部分を割いておりましたので、議論の中でも人件費にこれだけ負担金が割かれるのだったら、各市町村のほうでやったほうが効率もよろしいというような話合いも、その話合いの協議の一部にございました。年度予算のうちのかんりの部分を、人件費に占めていたというところがございます。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 機材を購入するだけではなくて、その人件費もかなりという今の課長の答弁が、この廃止する一つともなるのかなというふうな気がしますが、ちなみに令和2年度には、この分担金の計上はどのようにされていますか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 令和2年度に関しましては、予定として9月30日までの事業を、ライブラリーを行うことになっておりますので、全くないというわけではございません。今年度までは163万円の年度負担金を支出おりましたけれども、令和2年度に関しては62万5,000円の負担金というふうになってございます。当初予算に計上させていただいております。

○山城康弘 委員長 呉屋等委員。

○呉屋等 委員 では、確認ですが、9月30日をもって廃止するということですので、令和2年度予算62万5,000円というのは、4月から9月までの月割り計算で廃止になるということを前提で、それ以降の予算は予算化していないということの理解でいいですか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○呉屋等 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第30号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時59分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

【議題】

請願第8号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、請願第8号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、まず事務局に請願書の読み上げをしてもらいます。議会事務局。

○事務局 では、事務局のほうから請願第8号の文書を読み上げていきたいと思えます。

まず、請願のタイトルからいきます。本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願書。請願者が心臓移植の患者と家族を支える会、芭蕉の会会長、安里猛となっております。

請願理由を読み上げます。心臓移植は指定病院のある本土での入院、療養を必要とし、患者や家族の生活を大きく圧迫し深刻です。

沖縄でも生活習慣病の増加の中で心臓血管医療技術の進化と移植法の改正等に伴い、移植手術の成功実績は増加しています。

ドナーからレシピエントに引き継がれた命を大切に安心して暮らせる社会をつくるために、今こそ制度的な公的支援制度の創設と保証の実現が必要です。

請願事項。よって、心臓移植を受ける沖縄県民の患者と付添人の本土での宿泊費の予算確保と支援制度の創設を求める意見書を提出してください。

意見書の内容としましては、今言った請願の内容と少し一致しますので、割愛してもよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 はい。

○議会事務局 以上です。

○山城康弘 委員長 それでは、質疑の前に次長のほうから、今現状の制度も含めて、分かる範囲で説明をよろしくお願いします。福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 先ほどのお話の中にもありましたけれども、私ども福祉推進部において、生活福祉課で生活保護に係る業務を行っております、その関連で本日は出席しているものだというふうに感じております。生存権を保障化したものが生活保護制度ということで感じております。最後のセーフティーネットだというふうに思っております。生活保護を受給すると健康保険の資格を失って、医療費の全額を医療扶助で賄うことになるのですけれども、本人について救済措置はございますけれども、それを支える家族であったり、付添人の生活援助には、補助する制度がないというのが現状です。我々で今そういった業務を取り扱っていることもございません。この程度で説明を終わらせていただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 分かる範囲で結構ですけれども、県の制度とか、そういった援助制度とか、その対象者に対してのですね。その辺、もし分かるようであれば。ないですか。生活福祉課長。

○生活福祉課長 今の御質疑なのですが、私の今担当課として把握している範囲では、こういった高

額の医療に対しての扶助制度、格差を埋めるための制度というのではないというふうに把握しております。

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 おはようございます。芭蕉の会の安里猛さんからお願い書が提出されておりますが、実際には心臓の移植とか、そういうものではもろもろどのくらいの費用が必要になってくるのでしょうか。そういうのも調べておりますか。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 申し訳ありません。調べてございません。

○山城康弘 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 膨大な費用がかかると思うのですが、本土での移植ということで家族と一緒に病院へ渡って、またこの入院費や医療費を必要とする患者と家族の生活を圧迫するというのが、現実にあると思うのです。お願い書には、その費用を市から、また国、県からの補助ができないであろうかということですが、そういう意味では市の補助的な要件などはどういうふうに考えている。全く今はないということでしたけれども、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 お答えします。普通の一般家庭世帯であって、所得がある程度高い世帯においても、こういった安里さんのような手術が必要になった場合、かなりの経済的負担がかかるということで理解しているのですが、私たちのほうの今生活福祉課の生活保護制度の範囲の中で考えれば、この心臓移植の件ではないのですが、交通事故やこういった重い病気にかかってしまって、本人の所得を切り崩したり、休職を余儀なくされて家族が支援をして、しばらくの間それで何とか生活、医療費とか保たれるのですが、やはりそれでも厳しくなったときに、預貯金も底をつきかけるとか、家族の支援もこれ以上厳しいといったときに、最後のセーフティーネットということで生活保護の相談にいらっしゃる方たちは、中には少なからずいらっしゃいます。

そういったときの生存権の保障のために、私どもがそういった申請を受けて、医療費や家族の支援もちょっと厳しいという場合で、申請を受けて調査して認定できたときに、御本人や家族と一緒に住んでいらっしゃれば、この方たちの生活費や医療費を保障するというので、生活保護制度の中の範囲で、そういった支援することは一応できるというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 芭蕉の会の会長の安里さんがお願いされていますこういう内容に対しては、ぜひ必要であるということは感じられますか。

○山城康弘 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 少なからず本来の生活保護に陥る前に、もしそういった何か保障的なものがあれば、立ち行かなくなる前に何か国や県からの補助制度等があれば、そういったことを活用して生活保護に陥らないようにするという対策も、私の今担当課長としての意見ですけれども、必要ではないかというふうに感じております。

○山城康弘 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 私からは以上です。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 前安里猛市長が中心となって、今この陳情を出されております。本当に本人のそういうふうに命を取り留めたという大きな体験を通して、多くの方々を救いたいという思いでお願いが

出ているものでありますが、最後に確認しますが、そういうふうに心臓の移植等の大きな大病を抱えた場合には、医療保険等が使えないというふうに理解したほうがいいですか。その点分かりますか。これは分かりますか。保護の制度では分かるのです。全て保護課は、全部保護の対象になれば見守っていただいているというのは分かるのですが、それ以外の情報は分からないですか。分からないなら分からないで。

○山城康弘 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 生活保護制度の中の医療扶助が適用できる医療費というのは、基本的には国民健康保険や社会保険で保険が適用できる分についてなのです。この今心臓移植がどれに当たるか分からないのですが、もしかしたらまた新しい病気とか、認定されていない国民健康保険法が適用されない手術とか、高度な医療であれば、もちろん生活保護のほうでもそれは扶助できないということになると思います。

○山城康弘 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 新聞等を見ると、手術費などは保険も適用されるけれども、特にまた滞在するときの滞在費が大変苦しいとか、家族の滞在費等も大変だということで書かれているので、この中で書いてあるのは、お金がなければ助からない命があるということは、この字から見ても、本当にこれはどうかしないといけないというのは分かっていることなのですけれども、基本的な保護世帯であれば、相談いただいて、どうか手続論で可能性が出るというのは今お聞きいたしました、それ以外はなかなか答弁ができないというふうに理解していいですか。

○山城康弘 委員長 生活福祉課長。

○生活福祉課長 今、伊波一男委員がお話ししていたように、生活保護世帯の場合について医療扶助は適用できますが、例えば沖縄県も離島県でございますので、安里さんの例によると、長期の入院がどうしても必要になった場合に、家族が付き添わないといけない状況になったとき、大変苦勞された。渡航費用とか、そこにおける滞在費用とか、そういった面につきましては、生活保護制度の中でもそれを扶助するような渡航費用の扶助とか滞在費用の扶助というのは、正直厳しいところがありますので、そういった面ではかなり課題となってくるかと思えます。

例えば主がそういう病気になって長期的に本土で入院、手術が必要になった場合に、どうしても奥さんがついていけないといけなくなった場合にどうするか。宜野湾市のほうで生活保護として適用できるのか、あるいは2人とも転出した形にして、そこにアパートを借りるとか、そういったことであれば、そのまた実施機関で、滞在中のほうで生活保護を認めてもらえるのかどうかというのは、恐らく少し課題になると思っています。そういった生活保護世帯の制度の中でもそれが運用できるかどうか、滞在費用や渡航費まで運用できるかどうかというのは、今後こういった事態がもし起きてきた場合には、宜野湾市のほうでかなり課題になることになるかと想定ができます。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてまいります。

審査中の請願第8号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時35分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時41分)

【議題】

議案第 2号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第 4号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第 5号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第 8号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算

議案第11号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計予算

議案第12号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第24号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第25号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第30号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について

請願第 8号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第2号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第4号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第5号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第8号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算、議案第11号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計予算、議案第12号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第24号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第25号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第30号 中頭地方視聴覚協議会規約を廃止する規約について、請願第8号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書の採択を求める請願、以上11件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本11件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時43分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時43分)

○山城康弘 委員長 これより議案第2号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時44分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時44分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第4号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時44分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時44分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第5号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時44分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時44分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第8号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時44分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第11号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第12号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第23号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第24号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時45分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時46分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第25号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時46分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時46分)

○山城康弘 委員長 次に、議案第30号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時46分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

○山城康弘 委員長 これより請願第8号を採決いたします。本件は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時47分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

【議題】

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情

陳情第7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情。

陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

陳情第32号 (仮称) 学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

○山城康弘 委員長 次に、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情、陳情第7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第32号 (仮称) 学校法人薬医学園沖縄国際医科薬科大学設立に関する陳情、請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願、以上13件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本13件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時50分)

○山城康弘 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時50分)

福祉教育常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年3月18日(水)

午後1時00分 開会

午後1時04分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員(8名)

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員(0名)

○説明員(0名)

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

意見書第13号 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書

令和2年3月18日（水）第4日目

○山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午後1時00分）

【議題】

本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書

○山城康弘 委員長 本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書を議題といたします。

本件につきましては、先日の委員会で採択した請願第8号に係る意見書となっており、委員長及び事務局で文案を作成いたしましたので、各委員から御意見を伺いたいと思います。

まず、件名について御意見のある委員はございますか。よろしいですか。

（「なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 件名については、本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書といたしたいと思
います。

次に、文案について御意見のある委員はございますか。

（「なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 文案については、原案のとおりといたしたいと思います。

次に、要請方法について御意見のある委員はございますか。

（「なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 要請方法については、関係機関へ郵送することといたしたいと思います。これに
御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件については、先ほど決定した件名、文案のとおり、本委員会として議長へ提出したいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後1時04分）